

令和5年6月5日 開 会

令和5年6月23日 閉 会

# 令和5年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

## 目 次

6月5日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	6
○欠席議員	6
○説明のため出席した者の職氏名	7
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	7
○開 会（午前10時00分）	8
○日程第1 会議録署名議員の指名について	8
○日程第2 会期の決定について	8
○日程第3 諸般の報告について	8
○日程第4 報第3号 令和4年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	9
○日程第5 報第4号 令和4年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告につ いて	9
○日程第6 報第5号 山県市土地開発公社経営状況について	9
○日程第7 議第37号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について	9
林市長提案説明	9
○日程第8 質 疑	11
○日程第9 討 論	12
○日程第10 採 決	12
○日程第11 議第38号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について	12
林市長提案説明	13
○日程第12 質 疑	13
○日程第13 討 論	13
○日程第14 採 決	14
○日程第15 議第39号から日程第26 議第50号まで	14
林市長提案説明	14
○日程第27 質 疑	15
○日程第28 討 論	16

○日程第29 採 決	16
○日程第30 議第51号から日程第40 議第61号まで	18
林市長提案説明	19
○散 会（午前10時42分）	21

6月13日（火曜日）第2号

○議事日程	23
○本日の会議に付した事件	24
○出席議員	25
○欠席議員	25
○説明のため出席した者の職氏名	25
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	26
○開 議（午前10時00分）	27
○日程第1 質 疑（議第51号から議第61号まで）	27
4番 寺町祥江議員質疑	27
服部市民環境課長答弁	27
4番 寺町祥江議員質疑	28
服部市民環境課長答弁	28
4番 寺町祥江議員質疑	28
服部市民環境課長答弁	28
10番 福井一徳議員質疑	29
谷村理事兼総務課長答弁	29
10番 福井一徳議員質疑	30
谷村理事兼総務課長答弁	30
10番 福井一徳議員質疑	31
林市長答弁	31
10番 福井一徳議員質疑	31
谷村理事兼総務課長答弁	31
10番 福井一徳議員質疑	32
谷村理事兼総務課長答弁	32
10番 福井一徳議員質疑	32
谷村理事兼総務課長答弁	32

10番 福井一徳議員質疑	33
丹羽企画財政課長答弁	33
10番 福井一徳議員質疑	33
棚橋建設課長答弁	33
○日程第2 委員会付託（議第51号から議第61号まで）	34
○散 会（午前10時29分）	34

6月20日（火曜日）第3号

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○説明のため出席した者の職氏名	35
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	36
○開 議（午前10時00分）	37
○日程第1 一般質問	37
1. 9番 操 知子議員質問	37
(1) オストメイトに関する現状について	37
谷村理事兼総務課長答弁	38
岩田福祉課長答弁	39
操 知子議員質問	39
谷村理事兼総務課長答弁	41
操 知子議員質問	42
岩田福祉課長答弁	42
2. 10番 福井一徳議員質問	43
(1) バスターミナル発足による「公共交通再編計画」の評価と見直しについて	43
丹羽企画財政課長答弁	44
福井一徳議員質問	45
丹羽企画財政課長答弁	47
福井一徳議員質問	48
○休 憩（午前10時41分）	48
○再 開（午前10時42分）	48

丹羽企画財政課長答弁	48
(2) 岩佐地区の市有地、坪46.2円の払い下げについて	49
谷村理事兼総務課長答弁	50
福井一徳議員質問	51
谷村理事兼総務課長答弁	53
福井一徳議員質問	53
○休憩（午前11時04分）	54
○再開（午前11時05分）	54
林市長答弁	54
○休憩（午前11時06分）	54
○再開（午前11時20分）	54
3. 5番 加藤裕章議員質問	55
(1) 森林整備について	55
福井農林畜産課長答弁	55
加藤裕章議員質問	55
福井農林畜産課長答弁	56
加藤裕章議員発言	56
(2) 山県市のファンづくりについて	56
丹羽企画財政課長答弁	58
加藤裕章議員質問	58
林市長答弁	60
○休憩（午前11時39分）	60
○再開（午後1時00分）	60
4. 3番 奥田真也議員質問	61
(1) 3歳未満児保育の無償化について	61
山田子育て支援課長答弁	62
奥田真也議員質問	62
山田子育て支援課長答弁	63
奥田真也議員質問	63
林市長答弁	64
奥田真也議員発言	64
(2) 山県学園構想について	65

服部教育長答弁	66
奥田真也議員質問	66
森川学校教育課長答弁	67
奥田真也議員発言	68
(3) 防災士について	68
谷村理事兼総務課長答弁	69
奥田真也議員質問	69
谷村理事兼総務課長答弁	70
奥田真也議員発言	70
5. 8番 郷 明夫議員質問	70
(1) 「沿道の支障木の伐採事業促進を」について	70
谷村理事兼総務課長答弁	73
福井農林畜産課長答弁	74
郷 明夫議員質問	74
谷村理事兼総務課長答弁	75
福井農林畜産課長答弁	75
○休 憩 (午後2時02分)	76
○再 開 (午後2時10分)	76
6. 12番 清流会・代表質問 吉田茂広議員質問	76
(1) 4期目を迎えた市長の重点施策について	76
林市長答弁	78
7. 7番 加藤義信議員質問	80
(1) これからの自治会等のデジタル化について	80
谷村理事兼総務課長答弁	81
加藤義信議員質問	82
谷村理事兼総務課長答弁	83
加藤義信議員質問	83
谷村理事兼総務課長答弁	84
(2) 熱中症対策の推進について	84
森健康介護課長答弁	86
加藤義信議員質問	86
久保田副市長答弁	87

加藤義信議員質問	88
久保田副市長答弁	88
○休憩（午後2時57分）	89
○再開（午後3時10分）	89
8. 2番 田中辰典議員質問	89
（1）過疎地域すなわち美山地域における産業振興について	89
丹羽企画財政課長答弁	90
棚橋建設課長答弁	91
福井農林畜産課長答弁	91
安達税務課長答弁	92
今井まちづくり・企業支援課長答弁	93
田中辰典議員質問	93
福井農林畜産課長答弁	93
9. 4番 寺町祥江議員質問	94
（1）小規模保育園の利用期間の見直しを	94
山田子育て支援課長答弁	95
寺町祥江議員質問	95
山田子育て支援課長答弁	96
寺町祥江議員質問	97
山田子育て支援課長答弁	97
（2）すべての子どもが共に育つ地域づくりに向けて	97
岩田福祉課長答弁	99
寺町祥江議員質問	100
岩田福祉課長答弁	101
寺町祥江議員質問	102
林市長答弁	103
○散会（午後4時09分）	103

6月23日（金曜日）第4号

○議事日程	105
○本日の会議に付した事件	107
○出席議員	109

○欠席議員	109
○説明のため出席した者の職氏名	109
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	110
○開　　議（午前10時00分）	111
○日程第1　常任委員会委員長報告	111
○日程第2　常任委員会委員長に対する質疑	112
○日程第3　討　　論（議第51号から議第61号まで）	112
4番　寺町祥江議員賛成討論	113
○日程第4　採　　決（議第51号から議第61号まで）	113
○閉　　会（午前10時14分）	116
○会議録署名者	116

令和5年6月5日

# 山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

## 山縣市議会定例会会議録

第1号 6月5日（月曜日）

○議事日程 第1号 令和5年6月5日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第3号 令和4年度山縣市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第4号 令和4年度山縣市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第5号 山縣市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 議第37号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第8 質 疑  
議第37号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第9 討 論  
議第37号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第10 採 決  
議第37号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第11 議第38号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第12 質 疑  
議第38号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第13 討 論  
議第38号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第14 採 決  
議第38号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第15 議第39号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第16 議第40号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第17 議第41号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第18 議第42号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第19 議第43号 山縣市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第20 議第44号 山縣市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第21	議第45号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第22	議第46号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第23	議第47号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第24	議第48号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第25	議第49号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第26	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第27	質 疑	
	議第39号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第40号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第41号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第42号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第43号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第44号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第45号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第46号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第47号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第48号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第49号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第28	討 論	
	議第39号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第40号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第41号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第42号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第43号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第44号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第45号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第46号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第47号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第48号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第49号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第29	採 決	
	議第39号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第40号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第41号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第42号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第43号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第44号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第45号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第46号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第47号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第48号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第49号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第30	議第51号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第31	議第52号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第32	議第53号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第33	議第54号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第34	議第55号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第35	議第56号	山県市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について
日程第36	議第57号	令和5年度山県市一般会計補正予算（第3号）
日程第37	議第58号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第38	議第59号	令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第39	議第60号	令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第40	議第61号	山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3	諸般の報告について	
日程第4	報第3号	令和4年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5	報第4号	令和4年度山口市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第6	報第5号	山口市土地開発公社経営状況について
日程第7	議第37号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第8	質 疑	
	議第37号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第9	討 論	
	議第37号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第10	採 決	
	議第37号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第11	議第38号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第12	質 疑	
	議第38号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第13	討 論	
	議第38号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第14	採 決	
	議第38号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第15	議第39号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第16	議第40号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第17	議第41号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第18	議第42号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第19	議第43号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第20	議第44号	山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第21	議第45号	山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第22	議第46号	山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第23	議第47号	山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第24	議第48号	山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第25	議第49号	山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第26	議第50号	山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第27	質 疑	

議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第40号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第42号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第44号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第45号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第46号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第47号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第48号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第49号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第50号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第28 討 論

議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第40号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第42号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第44号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第45号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第46号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第47号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第48号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第49号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について  
議第50号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第29 採 決

議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第40号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第42号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
議第44号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

	議第45号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第46号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第47号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第48号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第49号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第30	議第51号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第31	議第52号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第32	議第53号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第33	議第54号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第34	議第55号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第35	議第56号	山県市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について
日程第36	議第57号	令和5年度山県市一般会計補正予算（第3号）
日程第37	議第58号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第38	議第59号	令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第39	議第60号	令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第40	議第61号	山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

---

○出席議員（13名）

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	久保田 裕 司 君
教育長	服 部 和 也 君	理事兼 総務課長	谷 村 政 彦 君
企画財政 課長	丹 羽 竜 之 君	税務課長	安 達 俊 樹 君
市民環境 課長	服 部 裕 司 君	福祉課長	岩 田 豊 実 君
健康介護 課長	森 正 和 君	子育て支援 課長	山 田 佐 知 子 君
農林畜産 課長	福 井 淳 君	水道課長	大 西 義 彦 君
建設課長	棚 橋 和 夫 君	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉 君
会計管理者	浅 野 浩 昭 君	学校教育 課長	森 川 勝 介 君
生涯学習 課長	藤 根 勝 君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野 公 男 君	書記	長谷部 尊 徳 君
書記	山 口 真 理 君		

---

午前10時00分開会

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和5年山県市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（山崎 通君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、2番 田中辰典君、3番 奥田真也君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（山崎 通君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月5日から23日までの19日間とし、6日から12日まで、14日から19日まで及び22日を休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日6月5日から23日までの19日間とし、6日から12日まで、14日から19日まで及び22日を休会とすることに決定されました。

---

日程第3 諸般の報告について

○議長（山崎 通君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、4月から5月までに実施した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、市議会を代表して議長が出席いたしました会議について報告いたします。

3月29日、岐阜市において、第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が開催され、令和5年度一般会計予算を審議し、原案のとおり可決されました。

次に、4月13日、三重県松阪市において開催されました第106回東海市議会議長会定期総会では、会務報告及び令和5年度会計予算など8議案について、原案どおり可決されました。

次に、5月23日、羽島市において開催されました中濃十市議会議長会議では、令和4

年度歳入歳出決算及び令和5年度会計予算など3議案について、原案どおり可決されました。

次に、5月25日、岐阜市において開催されました岐阜県東海北陸自動車道建設連絡協議会では、令和5年度事業計画や令和5年度歳入歳出予算など6議案について、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第3号 令和4年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
○議長（山崎 通君） 日程第4、報第3号 令和4年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法第146条第2項の規定による報告案件です。

---

日程第5 報第4号 令和4年度山口市水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
○議長（山崎 通君） 日程第5、報第4号 令和4年度山口市水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告案件です。

---

日程第6 報第5号 山口市土地開発公社経営状況について  
○議長（山崎 通君） 日程第6、報第5号 山口市土地開発公社経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告案件です。

---

日程第7 議第37号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について  
○議長（山崎 通君） 日程第7、議第37号 山口市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、武藤孝成君の除斥を求めます。

〔武藤孝成議員 退場〕

○議長（山崎 通君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

令和5年山口市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

気象庁は、本市を含む東海地方が10年ぶりに5月中に梅雨入りしたと見られるとの発表をいたしました。また、その後、先週でございますけれども、台風2号の影響により

まして、線状降水帯が全国各地で発生し、甚大な被害を及ぼしました。山県市内におきましては、大きな被害はございませんでしたが、交通機関の乱れによりまして、美山中学校の修学旅行において帰宅が1日遅れるなどの影響がございました。今回の豪雨災害で被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、これからの時期には、特に災害に対する警戒心をさらに高めてまいりたいと考えております。

今朝の新聞でございますけれども、岐阜大学の応用気象研究センター長の吉野教授の記事が出ておりまして、そうした中で、線状降水帯の予報が、昨年の6月からこういった制度が始まったということでございます。こうした情報を生かして、早めの警戒、避難行動が重要だとの記事でございましたが、その中でも、予報というのは非常に難しいということで、昨年の予報は13回出されまして、その中で線状降水帯が3回発生いたしました。また、予報がなくして線状降水帯が発生したのは8回ということでございます。予報の難しさの記事が載っておりますけれども、そういったことも含めながら、早めの安全な市民の皆さんの確保に努めてまいりたいと考えております。

先月の8日に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられ、町なかでは、マスクの未着用の方々の姿を多く見受けることになりました。官民間問わず様々なイベント等も、コロナ禍のさなかとは違った状況で実施をされているようでございます。

今年度、山県市は市制20周年を迎え、様々な「ハタチの山県市」記念事業が行われているところでございます。市民の皆様におかれましては、記念事業に参加をいただき、山県市の魅力を再認識していただきたいと思いますと思っております。

なお、7月14日でございますが、「ハタチの山県市」記念事業といたしまして、美山中央公民館におきまして、NHKラジオの「真打ち共演」の公開録音がございます。多くの皆様が観覧いただき御応募いただきまして、ベテラン芸人の至芸をお楽しみいただきたいと思っております。

さて、今年度も2か月が経過いたしました。

高富、富岡、両保育園の民間事業者への移管もスムーズに進み、また、保健福祉ふれあいセンター内におきまして新たに設置をいたしましたこどもサポートセンターも、多くの市民の皆様からの御相談など有用に活用いただいている状況でございます。

さらに、今まではまちづくり振興券で助成しておりました高校生等の福祉医療費の助成事業につきましては、11月1日から受給者証を提示し、窓口負担がなくなるよう準備を進めているところでございまして、こうした事業を通じまして子育てのしやすい山県市を市内外に広くアピールしていきたいと考えております。

また、10月からは、御協力いただける医療機関によりまして、美山北部地域における

巡回診療が始まります。高齢化率の高い地域における受診の控えによる症状の悪化を防ぎ、早期に治療を促すことで、健康寿命の延伸にもつなげたいと考えております。

この事業につきましては、行政のみの力で実施することは不可能でございまして、御協力いただきます医療機関に厚く御礼を申し上げますとともに、議員各位におかれましても、様々な形において市政に対しまして御助言、お力添えをお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件3件、人事案件14件、条例案件6件、補正予算案件4件、その他案件1件の計28案件でございます。

それでは、ただいま上程されました資料ナンバー1、1ページの議第37号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきまして御説明申し上げます。

山県市高富財産区管理会は7名の委員で構成され、委員は、高富財産区の区域内に3か月以上住所を有する者で、山県市議会議員の被選挙権を有する者の中から選任することとなっており、任期は4年でございます。

その委員に武藤孝成氏を選任することにつきまして、山県市高富財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

武藤氏は、委員の資格を有し、山県市議会議員として御活躍をいただいております。

十分なる御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第8 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第8、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第37号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

日程第9 討論

○議長（山崎 通君） 日程第9、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

---

日程第10 採決

○議長（山崎 通君） 日程第10、採決。

ただいまから採決を行います。

議第37号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

武藤孝成君の入場を許可します。

〔武藤孝成議員 入場〕

---

日程第11 議第38号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について

○議長（山崎 通君） 日程第11、議第38号 山口市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、郷 明夫君の除斥を求めます。

〔郷 明夫議員 退場〕

○議長（山崎 通君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました資料ナンバー 1、2 ページの議第38号 山  
口市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、議第37号と同様に、郷 明夫氏を  
委員に選任することにつきまして、山口市高富財産区管理会条例第3条の規定により、  
議会の同意を求めるものでございます。

郷氏は、委員の資格を有し、山口市議会議員として御活躍いただいております。

十分なる御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第12 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第12、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いた  
します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第38号は、会議規則第37条第3項の規定により、委  
員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略するこ  
とに決定いたしました。

---

#### 日程第13 討論

○議長（山崎 通君） 日程第13、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

---

日程第14 採決

- 議長（山崎 通君） 日程第14、採決。

ただいまから採決を行います。

議第38号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

郷 明夫君の入場を許可します。

〔郷 明夫議員 入場〕

---

日程第15 議第39号から日程第26 議第50号まで

- 議長（山崎 通君） 日程第15、議第39号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第16、議第40号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第17、議第41号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第18、議第42号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第19、議第43号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第20、議第44号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第21、議第45号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第22、議第46号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第23、議第47号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第24、議第48号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第25、議第49号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第26、議第50号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、以上12議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました12案件につきまして、順次御説明申し上げます。

最初に、資料ナンバー1、3ページから7ページの議第39号から議第43号までの山口市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、議第37号、議第38号と同様に、議第

39号、小椋清和氏、議第40号、見崎 保氏、議第41号、福井康雄氏、議第42号、大西秀利氏、議第43号、堀 孝司氏を委員に選任することにつきまして、山県市高富財産区管理会条例第3条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

5名の方はいずれも委員の資格を有し、小椋氏は旭ヶ丘自治会長として、見崎氏は山本自治会長として、福井氏は北町自治会長として、大西氏は本町1丁目自治会長として、堀氏は本町3丁目自治会長として、それぞれ御活躍をいただいております。

次に、同じく資料ナンバー1の8ページから14ページの議第44号から議第50号までの山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意につきましては、次の7名の方を委員に委嘱したいので、山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

初めに、議第44号、小出良熙氏は、市発足当初から平成19年度まで市の顧問弁護士として御指導いただいていた方で、地方行政に精通しておられますので、学識経験者として再委嘱しようとするものでございます。

次に、議第45号から議第50号までの6名の方は、本市の議員及び市長の選挙権を有する識見者の方でございます。

議第45号の福井廣行氏は山県市高木に、議第46号の山田愛子氏は梅原に、議第47号の山田光昭氏は佐賀に、議第48号の林 早笑氏は谷合に、議第49号の竹内和敏氏は松尾に、議第50号の山田眞理子氏は岩佐に、それぞれお住まいで、いずれの方も公平誠実な方々であり、市民からの信望も厚く、適任者でありますので、山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定により、山県市政治倫理審査会委員に委嘱するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、福井廣行氏、山田愛子氏、山田光昭氏、山田眞理子氏は再委嘱でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第27 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第27、質疑。

これより議第39号から議第50号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、議第39号から議第50号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第39号から議第50号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

#### 日程第28 討論

○議長（山崎 通君） 日程第28、討論。

これより議第39号から議第50号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第39号から議第50号までの討論を終結いたします。

---

#### 日程第29 採決

○議長（山崎 通君） 日程第29、採決。

ただいまから採決を行います。

議第39号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第40号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第41号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第42号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第43号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第44号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第45号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第46号 山口市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第47号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第48号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第49号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第50号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第30 議第51号から日程第40 議第61号まで

○議長（山崎 通君） 日程第30、議第51号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第52号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第32、議第53号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第33、議第54号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第55号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第56号 山県市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第57号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第37、議第58号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第38、議第59号 令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第39、議第60号 令和5年度山県市下水道事業会計補正予

算（第1号）、日程第40、議第61号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について、以上11議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました条例案件6件、補正予算案件4件、その他案件1件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1の15ページから御説明をいたします。15ページを御覧ください。

議第51号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例は、山口市公共交通会議の担当事務の修正等による一部改正をするものでございます。

次に、17ページの議第52号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、次に御説明いたします山口市常勤の特別職職員と同様に、期末手当における20%の加算及び1回の支給率を100分の220に一部修正するものでございます。

次に、18ページの議第53号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、給与月額を県内市における人口規模等を鑑みた金額に改めることとし、期末手当の年間支給率につきましては、一般職と同じ4.40月とする一部改正をするものでございます。

次に、20ページの議第54号 山口市税条例の一部を改正する条例は、森林環境税導入に伴う個人住民税の申告方法と納税環境の整備等を改正する地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、一部改正をするものでございます。

次に、24ページの議第55号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、高校生世代の方が医療機関窓口で受給者証を提示することで、保険適用分の医療費を支払うことなく、無料で医療サービスを受けることができるよう、一部改正するものでございます。

次に、25ページの議第56号 山口市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例は、岐阜県第二子以降出産祝金支援事業の開始によりまして、山口市赤ちゃんほほえみ応援金の額を見直すための一部改正でございます。

次に、資料ナンバー3をお願いします。

議第57号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）は、1億969万1,000円を追加し、総額を149億397万4,000円としようとするものでございます。

今般の補正予算は、人件費に関するものとその他のものとなっております。

人件費の内容につきましては、常勤の特別職の給料及び期末手当、市議会議員の期末手当を改正することによるもののほか、職員異動に伴う給与費補正、支出科目の組替えを行うものでございます。

次に、人件費以外の歳出の主な内容について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

10ページ、総務費では、新築する北部拠点の建物について、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、重点対策加速化事業と言っておりますけれども、この事業が採択される見込みとなったことに伴いまして、ZEB化対応の建物とするため、必要となる検討支援業務及び詳細設計の変更に係る費用740万円を追加いたします。

次に、13ページ、民生費では、福祉医療を高校生世代まで引き上げるための必要な準備経費といたしまして、システム改修費用で105万3,000円を追加いたします。

14ページでは、岐阜県の第二子以降の出産祝金1人10万円の制度創設に伴い、必要な事務費と給付費で188万2,000円を追加いたします。

16ページの衛生費では、美山北部地域において、10月から巡回診療を北武芸公民館で実施するに当たり、必要となる部屋の改修費31万円でございます。

17ページでは、1、2回目接種が終了している5歳以上の市民を対象とした新型コロナウイルスワクチンの秋以降接種が行われる予定でございますので、その接種費用7,462万4,000円でございます。

18ページでは、本市が地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の採択見込みとなったことによりまして、太陽光発電設備等設置費補助金事業を県事業から市の事業へ移行しようとするもので、これに伴い、事業量の見直しによりまして647万9,000円を減額するほか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金採択に伴います事業費の追加といたしまして888万2,000円を追加いたしております。

次に、19ページ、農林水産業費では、酪農農家が導入する牧草ロールの運搬用トレーラーの購入につきまして、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業といたしまして45万6,000円を追加いたします。

次に、22ページの消防費では、災害時の倒木により長時間の停電や通行止め等が危惧される市内2か所の道路沿い樹木につきまして、ライフラインの確保を図るため、事前に支障木を伐採する事業といたしまして1,200万円を追加するものでございます。

24ページ、教育費では、県委託事業であります清流の国ぎふふるさと魅力体験事業に高富中学校1年生4学級が立候補し、参加決定を受けましたので、その実施に必要な経費32万6,000円を追加しようとするもので、財源は全額県委託金を計上しております。

次に、7ページの歳入の内容につきましては、歳出補正に連動したものでございます。

なお、今回の補正に伴いまして不足となる財源につきましては、8ページにあります財政調整基金を852万6,000円繰り入れることといたしております。

続いて、特別会計、公営企業会計の補正は、いずれも人事異動に伴う職員給与費の補正のみでございます。

33ページの議第58号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、13万1,000円を追加し、総額を1億9,848万5,000円としようとするものでございます。

次に、45ページの議第59号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算(第1号)は、予算第4条に定めた資本的支出から60万8,000円を減額しようとするものでございます。

次に、53ページの議第60号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算(第1号)は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出に290万3,000円を追加し、予算第4条に定めた資本的収入及び支出から320万2,000円を減額しようとするもので、差引きしますと、給与費補正としましては29万9,000円の減額でございます。

次に、資料ナンバー7をお願いします。

資料ナンバー7、議第61号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、新たな事業内容を追加するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長(山崎 通君) 御苦労さまでした。

---

○議長(山崎 通君) 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、6月13日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時42分散会

令和5年6月13日

# 山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

## 山県市議会定例会会議録

第2号 6月13日（火曜日）

○議事日程 第2号 令和5年6月13日

日程第1 質 疑

- 議第51号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第55号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第56号 山県市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について
- 議第57号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第58号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第60号 令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第61号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第2 委員会付託

- 議第51号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第55号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第56号 山県市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について

議第57号	令和5年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第58号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第59号	令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第60号	令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
議第61号	山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第51号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第52号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第53号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第54号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第55号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第56号	山県市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について
議第57号	令和5年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第58号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第59号	令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第60号	令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
議第61号	山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第2 委員会付託

議第51号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第52号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第53号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第54号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第55号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第56号 山県市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について
- 議第57号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第58号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第60号 令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第61号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

○出席議員（13名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 松久茂君  | 2番  | 田中辰典君 |
| 3番  | 奥田真也君 | 4番  | 寺町祥江君 |
| 5番  | 加藤裕章君 | 6番  | 古川雅一君 |
| 7番  | 加藤義信君 | 8番  | 郷明夫君  |
| 9番  | 操知子君  | 10番 | 福井一徳君 |
| 11番 | 山崎通君  | 12番 | 吉田茂広君 |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- |            |       |                  |        |
|------------|-------|------------------|--------|
| 市長         | 林宏優君  | 副市長              | 久保田裕司君 |
| 教育長        | 服部和也君 | 理事兼<br>総務課長      | 谷村政彦君  |
| 企画財政課<br>長 | 丹羽竜之君 | 税務課長             | 安達俊樹君  |
| 市民環境課<br>長 | 服部裕司君 | 福祉課長             | 岩田豊実君  |
| 健康介護課<br>長 | 森正和君  | 子育て支援<br>課長      | 山田佐知子君 |
| 農林畜産課<br>長 | 福井淳君  | 水道課長             | 大西義彦君  |
| 建設課長       | 棚橋和夫君 | まちづくり・<br>企業支援課長 | 今井孝哉君  |
| 会計管理者      | 浅野浩昭君 | 学校教育課<br>長       | 森川勝介君  |
| 生涯学習課<br>長 | 藤根勝君  |                  |        |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 長谷部 尊 徳 君  
書 記 山 口 真 理 君

---

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第1、質疑。

市長提出議案、議第51号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから、議第61号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの11議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、質疑を1件行わせていただきます。

議第57号 令和5年度山口市一般会計補正予算、資料3の13ページです。

福祉医療費委託料、福祉医療システム改修業務委託料について、その主な内容と経緯を市民環境課長にお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 寺町議員の質問にお答えいたします。

まず、システム改修業務の委託料につきましては、現在、市町村行政情報センターのシステムを利用して行っておりますので、こちらのシステムを改修する経費となります。高校生世代までの拡大する際のシステムの改修等を行う経費でございまして、要件の定義や設計、プログラミング作成やテスト配信で検証作業等を行うようにしております。

ここまでの経緯につきましては、今年度、当初予算で現金給付のほうの可決をいただいて事業方針を立てたところだったんですが、年度の境で、県内の市町村の調整、今どのように高校生医療までのところを実施しているかの表を預かることができました。その際、半数以上が18歳までを現物支給を行っているというところが判明しましたもので、当初予算で現金支給を可決いただいたんですが、その後、現物支給に変更にして事業を方針転換するよう調整を図ったところでございます。当初、4月から10月までは現金給付で、11月以降は現物支給のため受給証を発行する予定であります。

以上になります。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

11月の切替えに向けて移行を行われることになると思うんですが、スムーズに移行されることを願いますが、その周知の方法などはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山崎 通君） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 寺町議員の再質問にお答えいたします。

現在のところは現金給付のほうを行っておるんですが、現金給付を周知するには7月の広報とホームページで周知を図り、対象の方々には通知文書にて周知を図る予定でございます。そこで現金給付の周知を図りまして、今年1月からの分の現金給付の調整をさせていただこうと思います。これは口座振込になりますので1円単位となります。

11月からの受給者証につきましては、その波が過ぎた後、7月後半から8月にかけてから周知を図りながら受給者証を配布し、運用していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 1点だけ再々質問で確認をさせていただきたいと思います。

今回は、システムの改修業務の委託料ですので、その質問の範囲を超えないようにしたいかと思うんですけれども、前回3月議会の質疑で、同僚議員から医療助成費についてのお尋ねがありました。その際に、先ほど課長からも御説明がありましたように、3月の当初予算の段階では、現物給付ではなく一度償還払いという形でお支払いをさせていただくので、翌年の国民健康保険医療給付費の国庫負担が削減されるような措置は取られる対象にならないというようなお答えであったかと思えます。その中の御答弁で、今後、今年度中に、そういった現物給付に切り替える場合は補正予算を組む必要があるので御理解をくださいというようなお話をされています。

今回、11月に切り替えるということでこのシステム改修委託料を計上されたということとは、そういった削減の罰則措置があっても、そのほうがよいという判断でこの予算を計上されたかということについてお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 寺町議員の再々質問にお答えいたします。

罰則規程、罰則措置、ペナルティーにつきましては、3月議会の答弁のとおり、現金支給、償還払いについては対象にならないが、受給者証を発行して運用する場合には、現物支給をした場合には、ペナルティーが多少かかるということは、調査の上、把握はしております。

ですが、今までの福祉医療、子供さんたちを持つ親方の福祉医療に対して、一度受診

をした上で領収書を持って窓口に届けをした上で、振興券、もしくは今回、直近の口座振替の手間を考えますと、現金給付より現物支給のほうがより皆さんに利用していただけると感じておりますので、このペナルティーは些少なりとも受けてでも、この事業は進めるべきだと感じております。

また、県内の半数を超える自治体も、18歳の世代、18歳か18歳を超える3月末かは若干のずれはあるんですが、その辺り、手厚く進めているところもございますので、市のほう、振興券から現金給付、また、超えて現物支給に変える方針は、これのほうで進めたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山崎 通君） よろしいですか。

○4番（寺町祥江君） はい。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、質疑を4点行いたいと思います。

まず第1点目、議第52号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、資料1の17ページと資料3の27ページを御覧ください。

今回の条例改正による市議会議員の期末手当の総額は幾らになるのか。また、この改正による13名の議員の単純平均の期末手当の増額分は幾らになるのか、理事兼総務課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 福井議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、今回の条例改正による市議会議員期末手当の総額についてでございますが、これは議員13名で、細かい数字になりますけれども2,000万5,206円となります。

続いて御質問の2点目、議員13名の期末手当の増額分、単純平均ということになりますけれども、議員13名の期末手当増額分の単純平均といたしましては5万418円となります。ただ、この条例改正の施行日が令和5年7月1日といたしておりますので、今年6月の支給の期末手当に関しては、この条例の改正の影響がなく12月分のみとなりますので、来年度以降は、その影響額の倍額で、単純平均としまして10万836円の増額となる見込みでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 総額と個別の平均についてお答えいただきました。了解をしました。

続いて、議第53号ですが、山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、資料の1の18と、資料3の27、今回の条例改正によって、市長、副市長、教育長の給与月額、それぞれ令和4年度の給与月額から給与月額の増額分は幾らになるのか。

また、資料3、27ページ、明細書には、特別職の期末手当は3名総額で176万5,000円となっていますが、それぞれ内訳は幾らか。

最後に、今回の特別職職員の給与改正によって、市長の今期4年間とする場合の退職金は規程によると幾らになるかを理事兼総務課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） それでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

まず御質問の1点目、市長、副市長、教育長の令和4年度の給与月額との比較についてでございますが、令和4年度の市長、副市長、教育長の給料は、市長3期目の任期末、令和5年の4月26日までの給料を山口市常勤の特別職の給与に関する条例の特例を定める条例によりまして給料月額の特例を定め、市長の給料月額、条例では82万800円なんですけれども、それを73万8,000円で8万2,800円の減額、副市長は67万6,600円を64万2,000円として3万4,600円の減額、教育長は59万2,300円を56万2,000円とし3万300円の減額といたしておりました。

今回は特例条例を定めるということはず、山口市常勤の特別職の給与に関する条例の本体を改正することといたしまして、市長の給料を78万円とし、令和4年度は特例条例ですので、令和4年と比較しますと4万2,000円の増額、同様に、副市長は66万円として1万8,000円の増額、教育長は59万円として2万8,000円の増額となりますが、改正前の本則条例と比べますと、市長は4万800円の減額、副市長は1万6,600円の減額、教育長は2,300円の減額ということになります。

御質問の2点目、常勤特別職の期末手当補正額の内訳、補正額だと思うんですけども、百七十数万円というのは、これは内訳としまして、市長分が64万7,424円、副市長分が57万8,648円、教育長分が53万8,844円となっております。

御質問の3点目、今回の改正による市長の今回の任期満了まで勤め上げられた場合の退職金の額ということですが、その金額は1,560万円となる見込みでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 中身については分かりました。評価は別にして、どんな組織でもリーダーが組織を引っ張っていくという意味では、重要な役割を担っていることは間違いのないと思います。そこで、先ほど、当初の条例にあった市長の82万800円以下の、そこから減額という措置を取ってきたんですけれども、今回なぜ元に戻さないのかという1点、その点について市長にお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今回の減額につきましては、おおむね町の規模、そういった規模に比較したような金額に定めたいということで、今回78万円とさせていただきます。従来の82万800円は、全体の規模からしますと、今実際に、今の本則での各21の市と比較しますと、人口等の規模からしましても、下から三、四番ぐらだったと思いますが、今回、下から2番目の金額というような形にさせていただきました。

以上です。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 規模に比較してそうしたというお話でした。この間も借金の返済をしてきたというようなことで、経営の改善をしてきたというような評価をされてきましたので、その点でどうかという点をお聞きしました。

続いて第3点目です。

議第57号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第3号）、資料3の10ページをお願いします。

再エネ事業推進のZEB化対応の対象になったということで、北部地域拠点整備事業設計委託料が740万ついています。現在、拠点事業に関しては、施設や外構工事についての地域の皆さんとの協議が行われていますが、関連をして質問をしたいと思います。

まず、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、頭文字を取ってZEB化というそうですが、創エネと省エネの柱で、再生エネルギー、アクティブ技術、パッシブ技術による省エネ推進を図ることになりますが、1点は、この本体の予算はどの程度を考えているのか。そもそもこうした計画も、予算段階では組み込んで計画を立てられているかどうか。

2点目に、新たな設計業務が発生するわけですけれども、全体の工程には支障がないのか、この2点について理事兼総務課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 1点確認をさせていただいてもよろしいですかね。この本体の予算という本体というのは、ZEB化本体のことなのか、建築本体のことなのか

か、ちょっと理解をできなかつたものですから、建築本体としてお答えすればよろしいですか。

○議長（山崎 通君） これは再々質問になると思うよ。

○10番（福井一徳君） 建築ではなくてZEB化の本体です。それが、もし計画に含まれているという意味では、計画の中に含んでいるかどうかという点でお願いします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） すみませんでした。本体の予算というのは、この後、設計でZEB化の部分はどれだけかというのをはじき出そうとっておりますので、まず、現時点での予算としては見込めていないのが実態でございます。あくまでも概算中の概算ということで、まだ話程度で出ておるのが、5,000万から6,000万ぐらいが対象になるのではないかとこの今の内部の打合せ程度でございますので、これもはっきりした数字ではございませんが、今のところその程度ではないかという見込みとしております。

ただ、再エネ推進交付金、事業採択を受けた事業計画の中では、おおむね1億円程度を見込むという計画にはなっておりますが、これもあくまでも概算中の概算で、今、言わせてもらいますと、5,000万から1億という幅がございますので、一概にちょっと今の段階では見込めていないのが実態でございます。

あと、2点目の、この設計業務に関する工程への支障の御質問があったと思うんですけども、現在、現時点で、本年度中の建築の工事着手に今でもぎりぎりの工程で進めているわけですが、とはいえ今回の財源を確保してまいりたいと思いますので、この補正予算が議決されましたら、速やかに設計の変更に着手しまして進めてまいりたいと思いますので、少なからずの影響はあると思いますが、何とか年度中に工事着手、契約に結びつけたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、事業計画については5,000万から1億の幅があるということで、設計業務でもって全体の計画を作ったということでした。それで、その本体の事業に関しては、国からの交付金なり、その事業の額について、どのような補助なり交付金があるのかどうか、市として独自の財源は幾らぐらいかかるのかという点についてお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 今見込んでおりますのが、先日内示をいただきました環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、この事業計画の中に盛り込んでいただい

て国の補助金を当てにしたいと思っております。ZEB化ができれば3分の2の補助率、最低でも75%削減をした場合の2割ZEBという認証の場合は2分の1補助ということになります。今は60%、5分の3の補助率を目指して進めてまいりたいと思っております。残りの財源としましては、過疎債などを有効に活用させていただければというふうに今のところを思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 概要については理解をいたしました。

最後の質問です。

議第61号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更についてということで、資料7の3ページと、それから参考資料として4ページのところです。それで3ページの6、生活環境の整備に新たに公園施設整備事業が追加をされました。本年度第1回市議会の本年度予算において、公園整備に1,000万の予算が計上され決定をされています。今回の計画の変更に伴って、令和5年度、美山地区の407万円が計画をされています。参考資料の4ページのところを書いてあります。今回これを見て金額が分かりました。第1回の市議会では、公園整備の1,000万は遊具等の修繕との答弁でしたが、美山地区の407万円の事業費の具体的な整備内容はどのようなものかについて企画財政課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） それでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

今回、過疎計画に追加いたしました公園施設整備事業407万円の事業内容でございますが、場所としましては、北武芸地区の徳永地内にごございます徳永児童公園でございます。この公園の整備といたしまして、木製のあずまやを新たに設置する費用でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、児童公園のあずまやの整備というようなことでしたが、もう少し具体的な中身について建設課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 整備計画の具体的な説明をさせていただきます。

あずまやに関しては木製のあずまやとしておりまして、今のところ、計画ですけれども、柱4本の3メートル真角のようなあずまやを計画しております。

材料としましては、岐阜県産材の木材を使うことによって県の補助金を活用することができますので、その県の補助金と今回の過疎債を見据えて予算要望させていただいて、

今年度実施させていただくような予定となっております。

以上となります。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 分かりました。

以上で質疑を終わりたいと思います。

○議長（山崎 通君） お疲れさまでした。

以上で福井一徳君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第51号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから、議第61号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの11議案に対する質疑を終結いたします。

---

## 日程第2 委員会付託

○議長（山崎 通君） 日程第2、委員会付託。

議第51号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから議第61号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの11議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

15日は総務産業建設委員会、16日は厚生文教委員会がそれぞれ午前10時から開催します。20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時29分散会

令和5年6月20日

# 山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和5年第2回

## 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 6月20日(火曜日)

---

○議事日程 第3号 令和5年6月20日

日程第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

○出席議員(13名)

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

---

○欠席議員(なし)

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育課 長	森川勝介君

生涯学習課 藤 根 勝 君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 長谷部 尊 徳 君  
書 記 山 口 真 理 君

---

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、6月13日に行われました質疑において、寺町祥江君からの質問に対し、執行部が答えた答弁で、一部補足したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 先日の質疑にて、寺町議員から福祉医療費の高校生世代まで拡大した際、償還払いから現金支給になることで、国民健康保険に対してペナルティーが科されるのではないかと御質問をいただきました。その際の答弁では、国民健康保険の医療給付費の国庫負担分が幾分か削減されることは思慮していますと御説明させていただきましたが、その後、政府は、少子化対策の強化に向けて、児童手当や育児休業給付の拡充などの具体策を盛り込んだこども未来戦略方針を閣議決定いたしました。閣議決定されました方針の中身を確認しますと、こども・子育て支援加速化プランの施策の1つには、おおむね全ての地方公共団体において実施されているこども医療費助成について、医療費等の負担軽減として国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止するとなっております。3月の議会の質疑、6月議会の質疑の中で、減額調整措置のことを罰則措置やペナルティーと表現しておりましたので、訂正させていただきます。

今回、閣議決定されましたこども未来戦略方針につきましては、今後、制度設計等、内容が明確化されていくと思われますので、引き続き注視していきます。

以上となります。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 一般質問

○議長（山崎 通君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 操 知子君。

○9番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、オストメイトに関する現状についてお尋ねします。

様々な病気や事故などにより、おなかに排せつのための人工肛門、人工膀胱であるストーマを造設した方々をオストメイトといいます。山口市には、61名のオストメイトの方々がおりますが、男女別、等級別、身体障害者手帳の交付者数に見てみますと、男性

においては、3級1人、4級35人、女性においては、2級1人、3級2人、4級22名となり、ストーマからの排せつの管理をするための袋、ストーマ装具を装着することによって積極的に社会参加をすることができます。しかし、外見では分かりづらい内部の障がいであります。

そこで、まずは4点お尋ねします。

1点目、山口市では、2010年にオストメイトの方々に対応したバリアフリースイートイレとして、オストメイト対応トイレが設置されましたが、市内の公共施設における種類別の設置状況はどのようでしょうか。

2点目、令和5年3月に山口市防災計画が改定されましたが、この防災計画では、災害時の食料、飲料水、生活必需品の確保について、個人備蓄と市備蓄に関する基本方針が定められております。災害時の防災備蓄用資機材におけるオストメイト対応トイレの備蓄状況はどのようでしょうか。

また、個人使用のストーマ装具の預かり状況、分散保管の状況はどのようでしょうか。

3点目、バリアフリー法に基づく基本方針について、オストメイトに関するハード面、ソフト面における今後の目標や計画はどのようでしょうか。

4点目、オストメイトの方々の集いの場、交流の場の状況はどのようでしょうか。

以上、1、2、3については総務課長、4点目については福祉課長へお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

私からは、御質問の1点目から3点目についてお答えいたします。

まずは、御質問の1点目、市内公共施設におけるオストメイト対応トイレの種類別の設置状況についてでございますが、市内の公共施設、公用施設のうち、8施設にオストメイト対応トイレが設置してございます。

種類別といたしましては、排せつ物と装具を洗浄した排水を同一の便器に流すタイプの多目的トイレが市役所本庁舎、伊自良コミュニティセンターの1階、美山老人福祉センターの3施設に設置してございます。

装具洗浄用の汚物流し台が独立したタイプの多目的トイレは、伊自良コミュニティセンターの2階、図書館、花咲きホール、総合体育館、バスターミナル公衆トイレ、伊自良湖の公衆トイレの6施設に設置してございます。

御質問の2点目、災害時用オストメイト対応トイレの備蓄状況と個人用装具の預かり状況や分散保管の状況についてでございますが、現在、オストメイトに特化した仮設トイレの備蓄はしてございません。また、個人用の装具の預かりについては、今まで、防

災担当が直接相談を受けたことがなく、預かった経験もございません。個人の分散保管の状況については掌握いたしておりませんが、総務課で直接関与したことはございません。

改めて市の障害者計画の資料などを確認してみますと、障がいのある方々が避難する場合において、障がいの特性に応じた薬、装具の提供や専用トイレの確保など、きめ細やかな支援や設備を求められているという結果がございました。安心・安全なまちづくりを目指す中で、障がいのある方への配慮も大切なポイントであることを再認識したところでございます。

続いて、御質問の3点目、オストメイトに関するハード、ソフト面における今後の目標や計画についてでございますが、オストメイトに限らず、障がいのある方全てに対して、支え合い、誰もが健やかに安心して暮らせるまちの理念の下、障害者計画に掲げた目標を達成するため、具体的な取組を推進することといたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実君） 福祉課から4点目の御質問にお答えします。

オストメイトの方々の集いの場、交流の場の状況についてでございますが、集いの場や交流の場はありませんが、市内には、地区ごとに身体障がい者相談員6名、知的障がい者相談員2名がみえます。生活上の様々な相談や、必要な制度の紹介など、パイプ役として活動してもらっていますので、福祉課に御連絡いただければ、御案内させていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○9番（操 知子君） 再質問を行います。

市内に住む人工肛門を装着するオストメイトの方に、ストーマ装具において日常生活で一番困ることについてお尋ねしたところ、貼り方による漏れだとの実情を伺いました。しわやくぼみによる隙間ができたり、面板の密着度が低くなったときには、ストーマ装具から排せつ物が漏れてしまうことがあり、ベッドシートや着衣をそのたびに替えなければならないとのことです。

また、オストメイト対応トイレが近くに見つからない場合には、トイレの使用が困難となり、着衣や便座が汚れてしまうこともあるとのことです。

そこで、1点目、車椅子使用者対応、オストメイト対応、乳幼児用対応として、限られたスペースでトイレの機能を分散するなどして、必要な人に必要なトイレの機能を備

えることが必要ですが、山口市においてもバリアフリートイレにおける整備は進んでおります。市内8施設9か所に設置されているオストメイト対応トイレには、パウチ・し瓶洗浄トイレ水栓型が3か所、洗浄流し型が6か所設置されておりますが、そのうちのパウチ・し瓶洗浄トイレ水栓型は、オストメイト対応便座になっていないこともあり、使用する方にとっては使用方法が合わず、便座や着衣を汚すことを懸念して、使用できずに別の場所を探したり、自宅へ帰る方もおります。実際に、市役所1階、オストメイト対応トイレにて、使用できずに仕方なく帰宅した、近くの山県バスターミナルに設置してあることを知っていれば、そちらを使用したという市民の方からの状況を確認しました。

そこで、使い方には多様性がありますが、市内9か所におけるオストメイト対応トイレのうち、パウチ・し瓶洗浄トイレ水栓型の3か所を、早期にオストメイト対応便座や補高便座、洗浄流し型へ更新することが必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、指定避難所でもあり、日常の地域交流の場となる市内の地区公民館12か所におけるオストメイト対応トイレへの更新について、どのようにお考えでしょうか。

さて、令和3年3月策定の第4次山口市障害者計画では、障がいを持つ方々に対する様々なアンケート調査の結果が出ております。その中には、身体的な障がいを持つ方々に対して、避難所で困ることについてのアンケート調査が行われており、結果として、薬、医療の46%と並んで、トイレと回答した方々は46%となっております。

令和4年4月に改定された内閣府防災担当、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインによりますと、災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、排せつ物の処理が滞り、排せつ物における細菌により感染症や害虫の発生が引き起こされることや、また、避難所などにおいて、トイレの使用がためられることによって、排せつを我慢することが水分や食品摂取を控えることにつながり、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康被害を引き起こすおそれが生じるとされており、トイレの課題は多くの健康被害と、衛生環境の悪化をもたらすと同時に、不快な思いをする避難者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながるとされております。

山口市防災計画においても、防災備蓄用資機材として、非常用トイレ、健常者用車椅子対応型の仮設トイレルームなどを保管し、民生安定のための備えとして対策が取られておりますが、しかし、その中にオストメイトの方々が使用するオストメイト対応トイレの保管はありません。避難者の状況や被害の程度により、必要となる場所へ設置する

ことも重要です。

5月31日には、御高齢のオストメイトの市民の方に同行いただき、先進的自治体として取組が進められている土岐市にて、非常時、オストメイト専用トイレの組立てや、土岐市の対策などを視察しました。土岐市の場合は、140名のオストメイトの方々がいらっしゃり、市役所にて1つを保管し、災害時には、必要とする人がいる場所へ運び、組み立てることになっていると伺いました。また、行く行くは保管場所を増やしていくことを検討しているとのことでした。

土岐市では、実際に組み立てる様子も視察させていただきましたが、職員の方2人で、3から5分で組み立てることができ、かつ、ワンタッチテントを含めて一式当たり11万から12万程度の予算となり、洗浄流し型トイレと同様に、立ったまま使用することができます。

そこで、2点目、防災備蓄用資機材における非常時オストメイト対応トイレの保管が必要であるかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

また、オストメイト対応トイレと同時に、家屋の倒壊などにより、ストーマ装具を避難場所へ持ち出せなくなる状況も想定されます。ストーマ装具は、人それぞれに自分に合うものが違い、今のストーマ装具を選ぶまでに何度も試着し、1年半かかったという市内の方もおります。

そこで、3点目、災害時にストーマ装具の使用に困ることがないように、分散保管として、ストーマ装具の預かり保管を行うことが必要であるかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

先ほどの土岐市では、市からはケースのみを提供し、市役所と各支所にて、個人所有のストーマ装具、7日分をお預かりし、分散保管しておりますが、オストメイトの方々140人のうち、11の方が利用していると伺っております。

災害時におけるトイレは、水、食料などの支援や、電気、水道、ガス、下水道などのライフラインと同様に、被災者の命を支える社会基盤サービスの1つとして適切な対応が必要であります。

以上、3点について、総務課長へお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、排せつ物と装具を洗浄した排水を同一便器に流すタイプのトイレ、議員御発言のパウチ・し瓶洗浄トイレ水栓型3か所の便座を、オストメイト対応便座に更新することについてでございますが、先ほど申し上げた3か所のうち、総務課が管理

しております市役所本庁舎については、議員の御紹介により、利用者の方の御意見を直接伺うことができたことから、本施設の至らなさを実感したところでございます。改善すべきポイントが明確になりましたので、現在、設置可能な器具や、それに係る経費などを調査中でございますが、可能な限り早期に対応してまいりたいと思います。

避難所になります地区公民館など、その他の施設へのオストメイト対応トイレの設置に関しましては、施設管理担当課と協議してまいりたいと思います。

再質問の2点目、防災備蓄資機材におけるオストメイト対応型のトイレの購入については、ストーマなどの装具をつけていらっしゃる方が避難してこられる可能性を鑑みまして、避難所等で設置する仮設トイレに、オストメイト対応型のものを装備しておくことが、オストメイトの方々の避難生活に対する不安を取り除く一助となるものと思いますので、導入に向けて検討してまいりたいと思います。

再質問の3点目、ストーマ装具の預かり保管につきましては、個別の相談窓口については福祉課となることと思われませんが、防災に関する情報発信の中で、非常用持ち出し袋などに常備している常用している薬や、個別に必要な装具などについても準備していただくよう、啓発に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○9番（操 知子君） 再々質問を行います。

再質問3点目のストーマ装具の預かり保管について、2016年、熊本地震に関する新聞社の報道などでもございますとおり、避難する際には、せっかく準備したストーマ装具を自宅から持ち出せなかったという事態は起こり得ることです。視察した土岐市以外にも、例えば、横浜市では、市内に18ある全ての各区にてロッカーでの保管を行っております。

そこで、オストメイトの方々と介護者の方々を対象に、震災体験者の報告VTRを見る会の開催や、預かり保管に関する意識調査を実施し、災害時における情報周知と同時に、オストメイトの方々、また、介護者の方々がどれほどの認識と希望をお持ちであるのか、アンケート調査を行うことが必要であるかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上1点、福祉課長へお尋ねして私からの一般質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実君） 再々質問にお答えします。

この御質問のアンケート調査を行う必要があるかについてでございますが、オストメ

イトの方々を対象にしたアンケート調査を実施する予定はございませんが、窓口にストーリー装具の申請にみえる方がお見えですので、その際は個々にお話をお伺いすることができます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位 2 番 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名をいただきましたので、一般質問を2点行いたいと思います。

まず、第1点目、バスターミナル発足による公共交通再編計画の評価と見直しについて、企画財政課長にお伺いをします。

令和3年度第4回の市議会で一般質問した折、辻石、三日月地域のデマンド範囲に含める要望は、令和4年7月から実現をしました。そのとき懸案だった新バスターミナルの設置に伴う公共交通の再編計画実施の評価について、令和5年1月19日の公共交通会議では、種々の調査データを基に、1、美山地域のデマンド型交通を神崎地域を含めた美山地域全域に広げる課題、2、ハーバス伊自良・大桑線の利用拡大を図る課題、3、市街地巡回線の実施評価と今後の見直しの課題、これらを軸に次期公共交通計画の検討を進めていくことが確認をされています。

この間、市民の方からは、巡回線のおかげで買物は助かっているという声や、巡回線は空バス状態で、スモークガラスになっているという声とか、巡回線を美山地域のようなデマンド型にできないのか、巡回線のバスのステップが高く、手をついて乗る高齢者の方がみえるので、改善してほしい、週2回の巡回線は不便で、せめて3回に増やせないかなどの声が寄せられています。巡回線の取っ手は改善されたようですが、ローステップの改善は早急に改善する必要があるのではないかとというふうに思います。

交通会議で挙げられている3つの課題を解決するためには、いかに公共交通を利用する人の声を計画に反映させるかが重要です。公共交通会議の中でもそのことについて市から報告書で触れられています。交通会議のデータからも、岐阜大学病院線を除けば、梅原・伊自良・大桑地域の路線縮小による利用低下も課題です。現在、山州市の公共交通の利用者は、60代、70代、80代の方で7割を占めています。

そこで、企画財政課長にお尋ねをいたします。

利用者の声を直接聞く昼間の公共交通に関する懇談会の場をつくって、今年度検討し、決定する新交通計画に実際に公共交通を利用する市民の皆さんの声を反映させる。その

ために3つ、1つは、ハーバス伊自良・大桑線について、梅原・伊自良・大桑地域、それぞれで昼間の市民懇談会を開催する。公共交通の中でも触れられていましたが、ハーバス伊自良・大桑線の利用拡大を図る課題だとか、例えば、以前、私は議会で取り上げましたが、梅原の山の麓、高田地区にバス停を造成するというようなことも改善策としてあるかなというふうに思います。

2つ目は、市街地の巡回線に関する29自治会を対象に、東ルート、西ルート別に関係する自治会範囲で昼間の市民懇談会の開催をします。市街地巡回線の実施評価と今後の見直しの課題、それから、先ほど触れましたローステップの設置だとかという細かい課題も含めて、それから、週2回の便を増やすとか、デマンド型に変更して連日運行する等々と含めた課題について懇談で話し合いをします。

3つ目は、美山地域、乾、神崎、葛原関係の昼間の市民座談会。美山地域のデマンド型交通を、神崎地域を含めた美山地域全域に広げる課題というのが設定されていますので、これをずっと見ると、ざっと8か所ぐらいで8回の開催を計画して、地域交通の関係ですので、山縣市は地形的にもそれぞれ特色があったりするので、それぞれの地域に根差した公共交通の改善、充実をするために、市長がずっとおっしゃっている対話と共感、この取組を実施していただきたい。

特に、昼間の市民座談会というふうにはしているのは、後期高齢者も含めて、高齢者の方が夜7時半ぐらいから暗い中で集まるというのは、なかなか難しいというので、ぜひ公共交通を利用する昼間の時間帯で開催するということが大事だと思って、あえてそのことを書いておりますが、企画財政課長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

平成30年にバスターミナルを核としたまちづくりを視野に入れた山縣市地域公共交通網形成計画を策定し、令和3年6月に開設した山県バスターミナルの整備や、開設に合わせた自主運行バスの路線再編等を実施してまいりました。

昨年度実施の調査では、バス利用者の88%がバスターミナルの機能に対し、満足・やや満足と回答いただいております。また、路線再編に対する評価では、特に変わらないと、再編により利用しやすくなったを合わせると80%となるなど、一定の評価が得られていると考えております。

また、本年度が現計画の最終年度となることから、この路線再編を含めた事業の評価をし、課題解決に向けた次期計画策定に着手しているところでございます。

御指摘いただいておりますように、計画策定には日頃より公共交通を御利用いただいて

いる地域の方々の意見を反映することが重要と考えております。しかし、地域の意見交換会は、ふだん公共交通を利用されない方からの意見が多くなる傾向にあり、ふだんから利用されている方の声が集まりにくいことから、昨年度実施いたしました計画策定に向けた調査、分析においては、利用されている方に向けた聞き取りを中心に調査を実施いたしました。

調査内容としましては、1つ目として、乗降の多いバス停の利用者と施設来訪者へのヒアリング調査、2つ目として、ハーバス伊自良・大桑線、ハーバス岐大病院線に乗り込んでのヒアリング調査、3つ目に、山県バスターミナル駐車場利用数カウント調査を実施いたしております。

そのほかにも、市民等ニーズを把握するため、将来の利用者である中学生の保護者や高校生に向けたアンケート調査、2つ目に、利用の少ないハーバス伊自良・大桑線の大桑方面及び市街地巡回線西ルートの沿線自治会の自治会長及び民生委員への意見聴取等を実施してまいりました。

これらの調査で得られた市民の意見を基に、次期計画の骨子案を作成し、次期計画で実施する施策、事業について検討しているところでございます。

以上のことから、御提案のあった計画策定に当たっての市民懇談会の開催は予定しておりませんが、再編の優先度が高い路線の今後につきましては、沿線地域の方々をはじめ、様々な関係者と協議していく考えでございます。

次期計画策定後は、利用者の皆様、交通事業者、運輸支局、警察、道路管理者など、地域の関係者と共につくる共創により、国が掲げる地域公共交通の再構築、リ・デザインの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、具体的に再編についての評価、おおむね8割程度、一定の評価をされているということで、今年度、最終年度だということで、事業報告に向けて地域の声を反映するような努力をしたいという話でした。

それで、議論の中であったのは、利用者の聞き取り調査というものの中にありまして、高校生なんかの声もしっかり聞くとか、実際に利用している人にバス停で聞いているというような中身でありました。私も実際そういう場面に遭遇しました。その後、大桑とか、西ルートは、自治会長とか、民生委員の方に声を聞いたという話があります。そういうことがあるので、懇談会については開催を予定していないという御答弁でした。

実は、公共交通会議、今年の1月19日に開かれているんですが、ここの文章の最後の

ところに、この間、調査をしたというのはもちろんあるんですけど、公共交通の再編事業評価、分析をする必要があり、再編された路線の利用状況を鑑み、再度の運行路線の調整を実施すると。より持続可能な公共交通を目指す必要があるということで、令和6年度には東海環状の西回りが設置されることもあって、ネットワークの構築、十分検討したいと。その検討、検証を実施するために、公共交通利用者の意見を集約する必要があると。現在の利用状況の把握とともに、今後、こうした声を聞いていくということが書いてあるんですね。今の答弁されたのは、あまり急ぐことは、開催しないというふうに言われたんですけども、この中には、いろんな聞き取りヒアリング調査も含めたデータがあって、その上でこういうまとめが書いてあるので、私はきちっと声を聞く必要があるのではないかと。

ふだん利用されていない人、なぜ利用しないかということが私は大事じゃないかなと思うんです。高齢者の人たちの中で、やっぱり足がなくて困っている人は事実あります。過去に市が取ったデータの中でも、じゃ、自分が足が困ったときに助けてくれる人がいるかという中で、2割の人が、家族だとか、友人、知人に助けてもらえないというふうに答えられているんですね。そういうことを聞くと、やっぱり困っている人たち、この懇談会って、結構、夜やられたりなんかするんですね。私、昼間にこだわっているのは、そういう意味でいうと、要するに近所の人たちが気軽に来れて、要するに話ができるということで、やっぱり利用していない人の声をしっかりつぶさに聞く必要があるんじゃないか。

それから、大桑とか、西ルートの関係で、自治会長とか民生委員に聞かれたという話ですけども、今、なかなか自治会の中で、例えば自治会長が全てこういうことについて、例えばアンケートを取ったりなんかして、調査をしているかというのと、残念ながらそうではないんですね。1年とか、2年交代で替わられるので、この一連の公共交通についての理解も十分あるわけではないというようなことも考えると、自治会長とか、民生委員の人に聞かれるのは大事ですけども、そこで全部把握できているかというのと、やっぱりそこにも漏れがあるというふうに思います。

ぜひそういう意味では、利用していない人たちの声を聞く、そういうための懇談会を開催してほしいというふうに思うんですが、その中で皆さんから出ているのは、私、議員になる前からデマンド型交通、市長がデマンドの権化だと言われるけど、私はそんなふうにも思っていないんですけど、それぞれのやっぱり地域に合わせたいろんなやり方を工夫するということが大事だというふうには思っています。

そのときに、例えば巡回線を見ていると、週2回なんですよ。そうすると、自分が

例えば病院に行きたい曜日には走っていないとかという声も具体的にあるんですよ。そう考えると、本当はデマンド型にしたほうが効率的、効果的。今の巡回線は、利用なくてもあっても走るわけですよ。

それを、ハーバスなんかも改善して美山でやってみようという話は、そういうところにあると思うんですけど、そうした場合に、例えば、高富地域とか、伊自良地域で、再質問なんですけど、デマンド型交通が、例えば法令的とか、そういうルールがあってできないというような理由があるかどうかということが1つと、それから、2つ目は、先ほど言いましたように、やっぱり利用していない人の声をきっかり聞くという意味で、やっぱり昼間にそういう懇談の場を設けてほしいと思うんですが、改めてその点について、2点お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えします。

市内全域でデマンド型交通ができないかという御質問ではございますが、美山地域で運行しております美山地域デマンド型交通につきましては、交通空白地有償運送という、バスやタクシーなどの公共交通機関によっては、住民に対する移動手段が確保できないと認められる過疎地などにおいて、NPO法人などが自家用自動車を使用して運送する運行形態でございます。したがって、バスやタクシーの営業所があり、公共交通が充実した地域には、美山地域デマンド型交通をそのまま広げるのは、制度上、認可を得ることが困難と考えられます。

また、場合によりましては、このことが民間交通事業者を圧迫し、既存の営業路線バス、営業タクシーの縮小や撤退を招くおそれもあります。

運行形態を変更するに当たっては、制度上や地域特性により、運行可能な選択肢の中からメリットとデメリットを地域住民の方々に理解していただくこと、そして、運行費用や財政負担、安全上の問題などを総合的にかつ慎重に勘案していくことが必要と考えております。

それと、質問の2点目でございますが、市民懇談会につきましては、先ほども申し上げましたように、市内公共交通をよりよくしていくためには、日頃より公共交通を御利用いただいている地域の方々の御意見を反映することが重要と考えております。運行、利用状況を確認しながら、今後、路線編成変更等を実施していく際には、市民懇談会をはじめ、地域の方々の意見を伺いながら、地域公共交通をつくってまいりたいと考えております。

また、地域の意見を踏まえた結果、策定した地域公共交通を変更する必要がある場合

におきましては、適宜対応させていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、再質問をした中で、空白地域、過疎地域でデマンド型をやるんだという話がありましたけど、それはちょっと御認識が違っているんじゃないか。美濃市ではデマンド型の交通をやっています。タクシー事業者あります。このタクシー事業者が実際に運営をしているんですけども、バスも走っています。だから、山県市の中でできない理由というのは、過疎だからということではない、この地域でですね。だから、改めてその点は見直して検討する必要があるんじゃないかという点が1点。

それから、もう一つは、市民座談会についても必要に応じてやるということなので、8か所でやるかどうかということもありますし、場合によっては重点的に、本当に私、一番巡回線が大きいかなと思うんですが、そういうところでも絞ってぜひ開催をしてほしいと、その2点について再々質問します。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩をいたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 再々質問にお答えいたします。

先ほど美山地域でのやり方以外で、美濃市のほうでやられているということだったんですけども、お話しさせていただいたのは、うちの美山で行っているデマンド型交通についてお話しさせていただいたところなので、こういう市街地においてそのデマンドを持ってくるということに関しましては、今、現状頼んでおりますタクシー事業者さんの車両台数であるとか、運転者数であるとかという関係もございまして、また、私も承知していないかもしれませんが、道路交通法上であるとか、運送法上、問題があつて認可がされにくいというお話なのかどうかというところは、今後、検討させていただきたいところでございます。

2点目の市民懇談会につきましては、現在、この次期計画策定をしている段階において、再編が必要であるのではないかと大きく言われておるのは、先ほど議員のお話の中にもありました巡回線の特に西ルート、それから、ハーバス伊自良・大桑線の大桑方面、ここにつきましては一番優先度が高いというふうに考えておりますし、実績においても

利用者数から見れば、そういうふうになっております。

この次期計画、来年度から5か年の計画でございますが、その中で、そちらのほうの再編、優先度の高い路線の再編を、その計画内で実施するというふうに考えておりました。再編する場合においては、沿線地域の住民の方を対象とした懇親会であるとか、そのほか地域の方々の意見を幅広くいただきながら、よりよい公共交通のほうをつくっていく所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 2点目に行きたいと思います。

あれ、何分違っていますか。

〔「足しています」と呼ぶ者あり〕

○10番（福井一徳君） 足している。

○議長（山崎 通君） 大丈夫。

○10番（福井一徳君） 分かりました。

2点目、岩佐地区の市有地、坪に換算して46円20銭の払下げについて、理事兼総務課長にお尋ねをします。

先日、私のところに市民の方から市有地の払下げに関し、納得がいかないので話を聞いてほしいと電話が入りました。お尋ねをしてみると、市有地の払下げの申請計画があったので、参考事例としてその価格を知るために、実際の払下げに関する行政文書の開示請求をされたそうです。そこで、過去5年間の市有地の払下げ実績を知ることになったそうです。

その中に、令和2年5月20日に岩佐地域の用悪水路、つまり、水を供給するための水路のうち、田畑のかんがい用の水路である用悪水路が払い下げられていた。ところが、その内容を見ると、平米単価が14円、これ、正確には16円で、需給関係、0.9を掛けて14円になっているんですが、坪46円20銭で、127坪の市有地が総額5,871円で払い下げられており、この内容はあまりにもおかしい、市民として納得できないということでした。

その後、この方は、どうしてこのような払下げになったのか、払下げ価格の決定に至った理由と、正当な価格での払下げと払下げ価格再計算をするように市に監査請求を出されたそうです。ところが、市の監査委員から、申請は、情報公開制度等により回覧可能になっており、監査請求の期限が過ぎているので、時効であり却下しますという趣旨の回答が届いたとの連絡を後日いただきました。期限を過ぎているのでというのは、こういう事例も判例もありますので、時効で却下したということだというふうに思います。

市民感覚からすると、ちょっとにわかには納得し難い内容で、5年間の実績のうち、同じ平米単価14円で払い下げられている物件を私も確認してきました。現場を見てきました。そこは、伊自良湖の北、甘南美寺との間の水路敷地で、52.5坪のものでした。なるほど、ここはもうそもそも売買が成立しない、そういう地域だなというふうに現地を見て思いました。

ちなみに、岩佐の用悪水路の近くの土地の路線価格、これ、出ていますけど、坪4万3,000円程度で、127坪の物件ならば533万4,000円、計算上はそうなります。

そこで、理事兼総務課長にお尋ねをします。

1点目、なぜこの単価になったのか、その根拠について。

2点目、また、契約に至る協議の経緯と具体的な内容について。

3点目は、決裁の基準と最終決裁者は誰か。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 福井議員の御質問にお答えいたします。

御質問の単価決定の根拠についてでございますが、まず、本市では、道路法を適用しない道路等、河川法を適用または準用しない河川等、いわゆる赤道や青道と呼ばれております法定外公共物の払下げに関する手続等について定めた山口市法定外公共物の売払いに関する規則がございます。今回の決定は、同規則第4条の規定によりまして、単独利用困難な土地評価基準に基づき、売払金額を決定したものでございます。

同規定によりまして、一般的には評定価格、いわゆる売払い価格なのでございますが、相続税評価額または固定資産税評価額に修正率を掛けて求めることとされております。また、それに寄り難い場合は、その他の方法により評価することができるとされております。

御質問の用悪水路につきましては、これらの固定資産税評価額等が存在しておらず、その他の方法を選択したというものでございます。具体的には、不動産登記に係る登録免許税を算出するために必要な土地の仮評価額に需給修正率を加味した金額を採用したというものでございます。

次に、契約に至る協議の経緯と内容につきましては、同規則の3条に基づく申請によりまして、今、御説明申し上げた方法で、規則第4条の売払い金額を決定し、規則第5条の契約に至ることとなりました。

次に、決裁基準と、最終決裁者についてでございますが、山口市事務決裁規程によりまして、評価額が100万円未満の公有財産の処分は、課長専決事項となっておりますので、

課長専決として処理されております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、具体的な根拠として、相続税の評価額、固定資産税の評価額がないので、その他の方法で評価をしたということと、それに基づいて、内容については、第4条で売払いの具体的な中身について決めて、売却という手続にしたということでした。決裁基準は評価額、100万円以下は課長決裁ということで、課長のところで決裁したというお話でした。

私は、多分、いろいろルールがあって、それに基づいていろんな処理をされている、こんなのは当然だというふうに思います。そもそも市有地というのは、要するにその市民の財産ですので、もう一円たりとも不透明なことがあってはいけないということで、きちっとした対応をしているというのは大前提にしています。

今回は、情報公開された方が、実際に番地は出ていますので、それに基づいて全部、所有者を調べられたんですね、法務局で。公表されているデータです。だから、別に開示してもいいんですけども、議会の中ですので、あえて私企業の名前は出しません。そのことを前提にしてお話をします。

過去5年間の実績で、私は平米単価で14円の土地の払下げというのが、この5年間であるのかということで調べました。先ほどお話ししたように、伊自良湖と甘南美寺の水路、これを14円で払い下げている。

もう一つ、恋洞の岐阜T社というところで、工場用の敷地、ここも14円で対応処分、払下げがされていました。

一方で、国道沿いのところの実態はどうかというのでずっと見たら、1件ありました。そこは、中洞の日吉神社のところなんです。これも現地へ行って見てきました。ここは、平米14円じゃなくて、1万3,708円で決裁がされております。

それから、じゃ、最近、払下げをした実績がないのかということで調べましたら、令和5年、佐賀で実際に払下げがされておりました。これは山県市内、T社の岐阜支社、この支社のところが駐車場の用地にしたいということで申請を出していました。ここは、平米14円じゃなくて、8,068円という金額で払下げがされていました。現地を見に行ったら、駐車場が見当たらずで、多分ここだと思んですけど、そこは別の会社の建物が建っていましたけれども、いずれにしてもそれは主要な問題じゃないのであれですが、一応、こういうふうに関心を持って私も行ってみて、現地も見て、相当比較あるものを見ながらやってきました。それぞれ現地の場所も全部特定をして、探してきました。

それで、土地の払下げで、先ほど言われたように、相続税とか、いろんなものに換算して評価をするというふうに言われたので、そこら辺り、私は専門家ではない、プロではないので、専門家の方にお伺いをしてきました。本来どういうものかというようなお伺いをしてきたときに、現状の場所等をお見せしたんですけれども、契約の際には、一般的に言うと、工場の路線価、そこ、駐車場を広げるということですので、その駐車場の路線値はどれぐらいかと。それから、水路を挟んで農地があるんですけど、じゃ、農地を購入されたときに、平米幾らで購入されたか。普通だと、そういうのを勘案して決めるけれども、見た感じで、平米14円ということにはならないのではないかというお話でした。

先ほど課長がおっしゃった経緯という関係でいうと、用地の廃止の申請手続というのをしますよね。申請書類、いろいろあって、手元に山県市の申請書類を持っているんですけど、用地廃止の申請手続は建設課で行うんですよね。これを見ると、申請書を出して、用地廃止の理由ということも書いて、用悪水路、かんがい用の水路を廃止することなんですけど、この申請書の中に、法定外公共物の用途廃止事前協議変更申請書というのがあるんです。だから、事前協議がされているはずなんです、その払下げしてほしい人との関係で。市民の方は、これを具体的に知りたいということで住民監査請求されたけれども、期限過ぎているので駄目ですという門前払いだったんです。だから、これ以上分からないという状況になっているんですけども、必ずこれ、議論されて、やった手続の中身があるというふうに思います。廃止の手続をしたら、一般財産扱いになるので、それは、もう総務課のほうに移るわけです、今度は契約で。これをどうするかという話になっていくと思います。

実際に例えば払下げで、売買契約の手続をするときに、これも専門家の方がおっしゃっていましたが、例えば、水路で何かそこに埋まっているから、それを例えば掘り出すとか、した後に売却するとかというようなことではなくて、それは現状有姿、ありのままの姿、現状有姿のまま払下げにするという条件をかければ、別に関係ないという御意見でした。

私もずっと見ていると、これだけの面積を五千何ぼで売却するという、市が払い下げなきゃいけないというものなのかと。ちょっとこれはおかしいんじゃないのと。5,871円ということになっていきますけれども、事前協議とか、いろいろなことを含めて、これはちょっとどう考えてもおかしいんじゃないかなというふうに思うので、再度、総務課長にお尋ねをしたいんですけども、事前協議をやったやっぱり中身についてもっと詳しく内容を知りたい。なぜ有姿のまま売却をするというふうにしなかったのかね。

どうしても平米14円で売らなければならないということはないはずだと思うんですが、その点についてもどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

まず、事前協議についてでございます。事前協議につきましては、大変申し訳ございませんが、総務課のほうで受けておらず、用途廃止に係る事前協議ということでございましたので、建設課のほうで事前協議も済ませているというのが実態でございます。そのため、その事前協議段階で、総務課のほうにその土地の価格等に対する協議はいただいておりますので、まず事前協議については、そういった状況であるということをお解りいただきたいと思っております。

もう一点、14円でなければならない理由についてでございますが、その当時の判断でございますので、そうでなければならなかったかどうかはちょっと存じ上げておりませんが、評価に関しては、議員御発言のとおり、専門家の方が見た上でも14円はないんじゃないかという御指摘があったということをお伺いしたんですけれども、時の判断がその金額での評価としたということを決定されておりますので、14円でなければならない理由はありませんが、そのときの判断でそうしたということになりますので、よろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） これ、実は、私、聞いていて、5年間の各地の払下げの実態とか、現場を見たりとかしていると、市民感覚からすると、やっぱりおかしいんじゃないかなというふうに思うんですね。ところが、住民監査請求しても、期限が切れているから、これ、仕方がないですね。だから門前払いというふうになると、一連の取引に関して、結局、今おっしゃったんですけど、14円にしなきゃいけない理由はないけれども、当時の判断だというふうにおっしゃいました。具体的な事前協議は建設課なので、建設課長にお聞きするというのもあるんですけども、実際のそれまでに情報提供された中には、評価額で149万3,028円というのも資料として出ているんですよ。だけれども、最後、5,871円になっているんです。非常に中身が、なぜそれがそうなったのか。当時の判断ということなので、一連の取引に関して、さらに事実を解明して、やっぱり市民にも理解できる内容を私は明確にする必要があるというふうに思いますし、こういう対応がいろんな部署によって、いろんな判断によって決まること自身も、もう少し要するに透明性を持った中身があるべきだというふうに思います。

ここでこれ以上聞いても、なかなか当時の話ということになるので、それこそ行政の監視機能というのは、市議会は与えられているわけですよね。だから地方自治法に定めるような百条委員会を設置して調査するとか、そういうやっぱり必要があるんじゃないかなというふうに私は現時点ではそのように思います。

市長に再々質問ですけれども、決裁が100万円以下となっているので、市長のところには、もう多分、決裁が終わったやつしか行っていないので、事情等も含めて市長は御存じないかもしれませんが、今回の一連の払下げの事務対応について市長の受け止めはどうかということをお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩をいたします。

午前11時04分休憩

午前11時05分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

単価的に見ますと、議員御発言のように、市民の皆さんもそういった違和感をお感じになっているのかと思います。そういったことも含め、今回一番この大きな原因は、構造物があって、その費用を取り除いた単価での売却という大前提がございまして、先ほどそういったことがあっても契約上、初め、そういったスタートでよければいいんですけども、従来から山口市は、ほかの事例もそうでございますけれども、そういった形での単価の設定ですとか、規則にのっとってやっておりますので、今後、そういったことも含めながら、私もこの規則の在り方ですとか、そういったことも含めて、具体的にどこにどんな根拠があって、こうしたということをもう一度確認しまして、また今後の対応にしたいと思います。

以上でございます。

○10番（福井一徳君） 以上で終わります。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時20分から再開をいたします。

午前11時06分休憩

午前11時20分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3 番 加藤裕章君。

○5 番（加藤裕章君） 議長より発言の許可をいただきましたので、2 点、一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目、森林整備について。

近年、大雨による被害が各地で発生しています。山田市では、令和 2 年 7 月に、連日の大雨により、円原地内で大規模な土砂崩れが発生したことは記憶に新しいところです。また、以前には、舟伏山でも大雨により山に放置された木が大量に流され、下流にまで被害が及びました。今もなお、間伐材が山に放置してある現状がありますが、間伐材は市場価格からすると、搬出経費が高額となり収支の採算が取れないことから、やむを得ない状況で難しい課題でもあります。しかし、近年、線状降水帯の発生を耳にすることが多く、局所的な豪雨を鑑みると、いつ間伐材が流出し、二次災害が発生してもおかしくないと考えられ、このまま課題を放置するわけにはいきません。

この問題を解決する 1 つの手段として、間伐材を利用し、販売する出口の戦略を考えることが必要と考えます。間伐材の利活用について、現状の取組と今後の方針について、農林畜産課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の間伐材の利活用について、現状の取組と今後の方針についてでございますが、議員御指摘のとおり、森林内に放置された間伐材につきましては、台風や局所的な豪雨により、道路や住宅付近に流出しないとも限らず、二次災害を引き起こす要因の 1 つになりかねないと考えております。

山田市といたしましても、森林内に放置された間伐材を含む伐採木は貴重な森林資源でもあることから、この未利用材を搬出してバイオマス資源等に有効活用していただくための施策として、本年度から県民協働による未利用材の搬出促進事業補助金を活用して森林整備を進めてまいります。

また、今後も災害や重大事故を未然に防ぐためにも、補助金などを活用しながら、未利用材の搬出及び有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5 番（加藤裕章君） 再質問をいたします。

本年度から、県民協働による未利用材の搬出促進事業補助金を活用して森林整備を進

めていくとの御答弁をいただきました。

具体的にどのような事業を実施される予定なのか、事業内容について農林畜産課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

再質問の県民協働による未利用材の搬出促進事業補助金を活用した森林整備を進めるため、具体的にどのような事業を実施するのかについてでございますが、山口市では、森林内に放置された間伐材を含む伐採木、いわゆる林地に残された木材を搬出し、必要な方へ販売をする森林資源の有効活用につなげていくための木の駅プロジェクトを支援しております。この事業は、今年度から林地残材の搬出、販売を行う民間活動組織、山県木活クラブが設立され、その活動に対して、岐阜県と山口市が補助金を交付し、活動を支援するものでございます。

山口市といたしましても、今年度の事業実績を基に、さらに来年度以降も継続していただけるようサポートをしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 今年度から新たな民間組織を設立されて活動していくということで、支援していくという御答弁をいただきましたので、今後も来年度以降も継続的に実施されるよう期待をしまして、次の質問に移らせていただきます。

山口市のファンづくりについて御質問いたします。

先日、読売新聞にこのような記事がありました。北海道旭川市の会社員、千葉和範さんは、4年前に兵庫県朝来市に2万円を寄附し、小学生の子供たちが大好きなシャインマスカットをもらいました。ネットで調べると、雲海で有名な竹田城跡がある自治体と知って愛着が湧き、いつか家族で旅行してみたいと話します。

北海道上士幌町では、寄附をきっかけに町のファンになった子育て世代の移住を呼び込み、過疎化に一定の歯止めがかかりましたとありました。

また、ふるさと納税の返礼品を紹介する民間サイト、さとふるが今年2月に行った調査によりますと、制度の利用者の約55%がふるさと納税を通じてファンになった地域があると回答、また、約48%がふるさと納税を通じ、旅行したいと思う地域ができたと回答したとのことでした。

今年2月に飛騨市を視察し、観光施策などの取組を聞いてきました。大ヒットした映画「君の名は。」をきっかけに、飛騨市ファンクラブをつくり、会員数は1万人を超えた

そうです。ふるさと納税からファンクラブ会員を誘導し、ファンクラブ会員との交流を続ける中で、イベントスタッフとしてお手伝いをしてもいいですかと飛騨市を訪れる方が出現し、現在は、飛騨市内の様々な困り事、例えば、農業の繁忙期に収穫をサポートすることなどに対して参加者を募集して楽しく交流しながら、地域の課題解決に向けての支え合いを生み出すマッチングサービス、ヒダスケ！ というものを開始しているとのことで、ファンクラブの取組が、より深く地域と関わりある取組に進化していることを伺いました。

私も数年前に飛騨市ファンクラブの会員に入会しまして、先日、こんなような飛騨市ファンクラブの便りというものが送られてきたわけですが、大変デザイン性に優れておりまして、中身を見ると、大変興味を引くような、そういった内容になっております。

また、類似した取組として養老町にもファンクラブがありまして、会員数は、令和5年4月末現在で、1,353人とのことです。

また、岐阜県でも岐阜県ファンクラブの制度があり、会員限定の様々な特典があるようです。

ところで、山口市にはこのようなファンクラブと類似した取組として、山口市アンバサダーがありますが、あまり活動が見えていないような気がしています。ここ数年の山口市の取組として、風光明媚の写真を活用したPRや、また、大桑城跡の発掘調査成果によるPR、現在は、ハタチ市長の動画によるPRなど、様々な方法で発信をされ、他市の方からも、最近、山口市の情報を見聞きすることが多く、頑張っている印象があるといった、そういった声を聞くことが多くなりました。山口市の認知度は、以前に比べて向上していることは確かだと感じております。

また、ふるさと納税の額も伸びてきており、ふるさと納税を通して山口市を知っていただく方も増えていることでしょう。

また、人口が減少していく中で、地域住民だけでは解決できないような様々な課題に対して、山口市に関心のあるファンの方の力を借りて、課題解決に向けて取り組むことも必要だと感じております。

今後は、山口市のことを知っていただいた方が、山口市のファンになっていただき、より継続的に、より深く山口市に関わってもらえるような仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えます。

そこで、山口市アンバサダーの現状の取組状況と、今後のさらなる山口市のファンづくりに向けてのお考えを企画財政課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

山口市アンバサダーにつきましては、市の認知度向上、交流・関係人口の増加を目的に開設したウェブサイト、YAMAGATA BASEを中心としたシティプロモーション事業の一環として、平成29年度から募集を始めたものでございます。

アンバサダーの活動といたしましては、本市にお越しいただいた際の感想や、事務局からお届けする情報を基に、市の魅力に関する口コミやSNSでの発信など、主に市のPR活動を担っていただいております。言わば山口市の広報大使というものでございまして、現在、168人の方に登録いただいております。登録いただきまして、市の認知度向上に貢献をいただいているところでございます。このようなことから、このアンバサダー制度は、様々な会員特典をつけて募集するファンクラブとは少し立ち位置が異なるものと認識しております。

また、今後は、より継続的に、より深く本市と関わってもらえる仕組みづくりが必要との議員の考え方には同意するものでございますが、その最善の方法がファンクラブをつくることであるのかは、各市町の状況や特色に大きく影響されますので、一概には言えず、慎重に検討していく必要があると考えております。

今年度のシティプロモーション事業では、山口市特有の魅力にさらに磨きをかけ、これまで培ってきたシティプロモーション事業を踏まえながらも、これまでの取組とは違った切り口で今後、事業を行っていくことを検討しており、現在、公募型プロポーザルにて広く募集しているところでございます。アンバサダー制度の在り方を含め、本市に合った効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。

一方で、御発言にもありましたとおり、山口市は、ふるさと納税を通じて全国各地の方から多くの温かい御支援をいただいております。そういった山口市と接点ができた方にも、寄附だけでなく、訪れてみたいと思ってもらえるよう、お礼のメールを送付する際に、市の魅力も一緒にお届けできるよう工夫し、一人でも多くのファンを増やしていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） アンバサダー制度の在り方を含め、本市に合った効果的な施策をぜひ検討していただきたいと思っております。

また、ふるさと納税の御礼のメールを送付する際に、市の魅力も一緒にお届けするよう工夫したいとのことでありますが、ぜひ継続的に関心を持ってもらえるように発信していただきたいと思っております。

再質問を市長にいたします。

ふるさと納税に関しては、これまで多くの研究論文が発表されておりますが、そのうちの1つに、摂南大学、野長瀬裕二教授ほかの共同研究がありまして、「コミュニティ形成に向けたふるさと納税と地域メンバーシップ制度の活用」と題した研究があります。この研究は、地域に関心を共有する人々による新しいコミュニティを築いていく上で、ふるさと納税をいかに役立て得るかについて、幾つかの事例を基に検討されたものであります。

幾つかの事例を紹介いたしますと、北海道東川町では、ひがしかわ株主制度とあって、写真甲子園を開催するなど、長年にわたり写真のまちとしてのまちづくりを進めてきており、地域のファンと言われる方がもともと生み出されていた中で、ふるさと納税寄附者に対して、株主証を交付して、特別町民として町内施設の優待を受けられるというものであります。

次に、福井県坂井市では、丸岡城百口城主事業とあって、自動継続寄附サービスを使用して、毎月2,000円ずつから定額寄附を行う仕組みで、ファンミーティング、城主の集いや丸岡城ツアーなど、城好きのファンとの交流を実施しているとのことでもあります。

もう一つ、新潟県長岡市では、合併10周年の節目を迎えた際に、ふるさと長岡応援倶楽部を創設して、倶楽部会員の交流イベントなどを実施したとのことでもあります。

なお、坂井市と長岡市の事例は、総務省の関係人口創出拡大事業モデル事業として実施されております。

ほかにも、幾つか事例はありますが、ここで全て紹介することはできませんが、これらの取組で共通するのは、ふるさと納税を窓口として会員を募ることや、地元の人々と外部の方との交流を深めるためのイベントなどを実施して関係を維持し、深めることなどです。

市長は、これまでふるさと納税寄附額増加に向けて数年前から力を入れて取り組んでこられ、寄附金額は大きく伸びており、その成果が現れているところであります。今後もふるさと納税寄附額増加に向けて力を引き続き入れていただくとともに、ふるさと納税や、もろもろの情報発信を通して、山県市に継続的に関心を持ってもらえるような仕組みづくりを考えていただきたいと思います。

先ほどの幾つかの事例を紹介しましたが、これらは一例であって、そのまま山県市に当てはまるものではないかもしれませんが、こうした事例研究もしていただきながら、山県市に合った方法で検討していただきたいと思います。

また、こうした仕組みづくりは、行政各分野の担当課による個別の取組に終始するの

ではなく、全体戦略を持って、各課が連携して取り組むことが必要になってくるかと思われまます。

そこで、市長にお尋ねをします。

今年は合併20周年を迎える節目でもありますし、市長のリーダーシップの下で、ふるさと納税を通して山県市に継続的に関心を持ってもらい、また、より深く関わってもらえるような仕組みづくりについて取り組んでいただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

ふるさと納税などを通して山県市との関わりを深めていく取組につきましては、寄附者との関係性を継続させていくためのイベントも開催されている自治体もありますが、総務省の通達にもありますように、経費率50%以内を遵守しなければならないことに留意し、本市ではまずは、寄附額増加に向けた取組、先ほど答弁いたしましたように、御寄附をいただきました方々に御礼のメールを送信する際に、市の魅力を併せて発信するなど、ふるさと納税が本市に関心を持ってもらえる窓口の1つとなるよう、取り組んでまいります。

今年度、合併20周年の節目の年で、本市主催のみならず、市民主体の事業を含め、二十歳の山県市記念事業を冠した30を超える事業を年度内に展開していく予定でございます。まちの魅力を発信する上で、このまちの魅力をどう市内外に伝えていくか、山県市特有の魅力にふさわしい発信方法を探る必要がございます。子育てしやすいまち、風光明媚で自然豊かなまち、歴史ロマンあふれる大桑城跡、明智光秀ゆかりの地など、山県市特有の魅力をさらに、こうしたものにさらに磨きをかけまして、また、新たな取組により、継続的に関心を持って、より深く関わってもらえるよう仕組みづくりを、他の自治体の例も参考にしながら、本市に合った取組を今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で13時、午後1時から再開をいたします。

午前11時39分休憩

午後1時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日は、冒頭において、市民環境課長より質疑に対する補足をしていただきましたが、その発言の中で一部訂正があると申出がありましたので、発言を許します。

服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 先ほど説明の中で、「現金支給」という御説明をさせていただいたんですが、正しくは「現物支給」の間違いですので、ここで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

それでは、一般質問を続けます。

通告順位 4 番 奥田真也君。

○3 番（奥田真也君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。奥田真也でございます。私からは 3 点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、1 点目、3 歳未満児までの保育料無償化について、子育て支援課長にお伺いをいたします。

令和 5 年第 1 回定例会において今年度予算が成立いたしました。様々な重点施策の中に、ゼロから 2 歳児保育料の無償化が新規事業としてこの 4 月より実施されています。このほかにも、出産祝い金（赤ちゃんほほえみ応援金）やベビー用品応援事業、ファミリーサポートセンター事業、小中学校給食無償化事業など、子育て世帯に手厚い施策が並んでおり、市長の子育て支援日本一の実現に向け、さらに発展された予算となっていると感じているところです。

さて、ゼロから 2 歳児保育料の無償化について、令和 5 年第 1 回定例会閉会後に、市内外の方々より私の元に問合せをいただくようになりました。何月から実施されますか、4 月から間違いなく始まりますかなどです。また、2 月 14 日に、岐阜新聞において、山県方式の小中一貫教育の計画策定の記事が出てからは、子供第一で取り組んでいただける山県市に、今のうちに転居して保育園からお願いしようか検討したいという声も聞こえるようになってきました。これらは、途中入園を検討されている方や山県市に転居を検討されている方もいるのではないかと推察されたため、子育て支援課や保育園にも確認したところ、途中入園の希望や問合せが寄せられているとのことでした。

そこで、子育て支援課長にお伺いをいたします。このゼロから 2 歳児保育料の無償化が始まった 4 月以降に、未満児・以上児の途中入園の状況と問合せの件数についてお伺いいたします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

ゼロから2歳児保育料の無償化が始まった4月以降の未満児・以上児の途中入園の状況と問合せの件数についてでございますが、令和5年4月2日から令和5年6月1日までの入園は、未満児21人、3歳以上児3人で合計24人となっております。ちなみに、令和5年4月1日時点の入園は62人となっております。

次に、問合せ件数ですが、民間保育園及び市に寄せられた件数は37件です。その内容は、入園の問合せが21件、本当に無料なのかとの問合せが7件、無料になるため、入園を希望しているので見学したいが3件、それぞれの家庭状況からの問合せが6件いただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 子育て支援課長から答弁をいただき、既にたくさんの方々が未満児保育の希望などの問合せをしてくる現状は、市長の掲げる子育て支援日本一が、今回の施策はまさしく的を射ており、一般的には、成果を半年や1年後に確認するのが通常ではありますが、この反響は、即効性のある支援策であったと言えるのではないのでしょうか。

このように、続々と未満児含めた園児が増えることはいいことですし、将来に向け、人口増にもつながっていくのではないかと期待をしています。しかし、園児が増えることにより、園児一人一人に目が行き届き、丁寧に寄り添っていく保育、山県市の豊富にある自然を生かして、安心・安全に外遊びの充実が図れる保育、子供たちのやりたい気持ちをかなえられる保育、これらが担保されるのか心配です。山県市だからこそ、山県市らしいこれらの保育の実現こそ重要なのではないかと思います。

また、保護者からお聞きした話となりますが、定員の都合で兄弟が違う園に登園している例もあるとのことで、これが一緒の園での登園が可能となれば、さらに市内外における関心も高まるのではないかと考えます。

さて、現在の国が定める配置基準は、ゼロ歳児は子供3人に対し保育士が1人、1歳児から2歳児は子供6人に対し保育士1人、3歳児は子供20人に対し保育士1人、4歳児以上は子供30人に対し保育士1人が基準となっております。途中入園が増えることはいいことではありますが、この配置基準に市内の保育園は沿っているのか、不安になるところでもあります。

そこで、子育て支援課長に再質問をいたします。

園児が増えることが予想される中、国が定める配置基準どおりの運営ができていのかどうか。また、兄弟が別々の園に登園している例があるそうですが、何世帯ほどおみえになるのか。そして、それに対する解消について取り組んでおみえになるのか。以上、この2点について、子育て支援課長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えします。

1点目の、国が定める配置基準のとおり運営ができていのかどうかについてでございますが、公立保育園5園、今年度、民間移管した高富保育園、富岡保育園ともに国が定める配置基準以上に運営しております。

6月1日現在、公立保育園においては、最も手厚い保育を行っているクラスで、国基準でゼロ歳児3人に対し保育士1人のところ、ゼロ歳児1人に対し保育士1人で運営、国基準で1歳から2歳児クラス6人に対し保育士1人のところ、6人から8人に保育士2人、国基準で3歳児20人に対し保育士1人のところ、17人に保育士2人、国基準で4歳以上児30人に対し保育士1人のところ、16人から19人で保育士2人の体制となっております。

また、現在は、富波保育園を除く保育園は、園長のほかに、担任を持たない副園長、主任保育士を配置しております。

また、2点目の兄弟が別々の園に登園している例が何世帯ほどあるかについてでございますが、今年度は別々の園に登園している世帯はございません。令和3年度、令和2年度においては、途中入園の際に対象クラスの利用定員が上限に達しているため、別々の保育園に登園された御家庭が1世帯ずつございました。その際は、入園説明時に兄弟で登園できる保育園を提案させていただいております。

また、こうした登園は、規則に基づいて、翌年4月1日からの入園申込み時に利用調整を行い、兄弟が同じ園に登園できるように配慮しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 子育て支援課長の答弁にて、担任を持たない副園長や主任保育士を配置、兄弟が同じ園に登園できるよう配慮しているとのこと。これであれば、保護者の皆さんは安心して預けることもできるのではないかと考えます。

それでは、再々質問を市長にいたします。

5月8日の岐阜新聞にて、保育士増員へ運営費を加算との記事が出ています。これによると、政府は、保育所に対する、来年度より運営費を加算し、支援を強化する方針を

決めたとのこと。1歳児は、現在の配置基準は子供6人に対し保育士1人ですが、支援策によると、子供5人に対し保育士1人、4歳から5歳児は子供30人に対し保育士1人ですが、支援策によると、子供25人に対し保育士1人とした保育園が対象とのこと。

現在、子育て支援課長の答弁のとおり、市長の目指される子育て支援日本一の1つであるゼロから2歳児保育料の無償化、これの効果により問合せが殺到し、途中入園も増えてきていることは非常にいいことではあるのですが、裏を返せば、保育士が不足する可能性がどこかのタイミングで発生する可能性があるということになるのではないのでしょうか。

そこで、再々質問を市長にお伺いいたします。保育士の不足が叫ばれている中で、途中入園が今後も増えていく可能性が高くなることを踏まえ、早め早めに保育士を確保していただかなければ、保育士不足のため受入れができない事態が発生してしまうのではないのでしょうか。そうなってしまつては元も子もありません。園児が増えていくことを踏まえ、しっかりとした対応をしていくべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

少子化の中で、ゼロ歳から2歳児保育料の無償化を開始いたしましたところ、その結果、開始から2か月経過する中で、入園の申込みや問合せが多数寄せられています。また、議員御発言のように、国では、配置基準より保育士を増員した保育園へ運営費加算等が検討されています。現在、公立の保育園は、配置基準よりも保育士は多い状況であります。今後保育士の確保が困難となることも考えられます。

そうしたため、今後の少子化、ゼロ歳から2歳未満の需要と民間保育園の需要等を鑑みながら、適正な保育士確保に努めていく必要があると考えております。なお今後は、こうした経済的支援にとどまらず、全ての子供が健やかに育ち、全ての保護者が安心して子育てのできる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 市長による子育て支援日本一の1つの施策としての未満児保育無償化、即効性を持ち、途中入園や問合せが多数寄せられるということは、市長の方針が正しいものであるとの証明であると思います。今後も、山口市が他市町村にない施策を今後も進め、他の都道府県や市町村が羨むぐらいの保育園の充実や子育て支援策の充実につながることを期待し、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次は、山県学園構想について教育長にお伺いをいたします。

2月14日の岐阜新聞において、山県方式、小規模校を守る、科目に応じ、小・中学校合同授業との見出しにて、学習内容によって他校との合同授業や異年齢学習を使い分ける山県方式の小中一貫教育の計画策定に乗り出すことが書かれており、統廃合をせず、教育の質を維持していくことも記事となっています。

最近では、下呂市が2023年4月より、中原小学校を下呂小学校に統廃合しており、中原小学校の児童は、下呂小学校まで約15キロ以上、車で約20分以上かけて通学することとなっています。この山県方式は、統廃合が進む国内の流れとは異なる、全国的にも珍しい試みとなり、県外や県内各市町村においても大きな注目を集めています。

私は昨年、山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会の委員として参画をさせていただき、この議論に参加をさせていただきましたが、教育長の、今まではどちらかというと行政側の利点を中心に統廃合は進められてきたが、子供にとってどうあるべきかという立ち位置にある答申となるとの発言があり、この子供たちの視点を重視し、統廃合しない方向性を示した教育長のお考えに賛同し、期待をしているところでもありません。

この山県方式については、既に始まっており、ジョイントスタディー、通称ジョイスタについては、今年は5・6年生が週に3日実施をしているものとなりますが、いわ桜小学校の5・6年生が神崎山県B T線のバスを利用し、美山小学校に移動し、一緒に英語や体育の授業を行っているものです。

また、桜尾小学校では、異年齢学習集団での教育活動で、主体的、協働的、探求的な学びの推進、そして、桜尾小学校、大桑小学校、梅原小学校による3校合同授業も試験的に始まっており、教育長を筆頭に、教育委員会や各校の先生方の御尽力の下、今後さらに発展していき、これが山県学園につながっていくものと期待をしているところです。

このように、過去に例のない構想の中で進められるこの山県方式、山県学園構想は期待するところも大きいと思いますが、保護者や児童・生徒にとっては不安な点もあるのではないかと考えます。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

教育長の子供に視点を置いた教育の在り方に感銘を受けている1人ではありますが、今後、この山県学園が本格運用されることにより、児童・生徒が一人も取り残されることなく、山県市の教育の質が担保されるのか。この点について、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 山県学園構想についてお答えします。

山県学園構想とは、学校の統廃合による学校数や教員数の減少を避け、現有の小学校9校、中学校3校の全12校を存続させたまま、それぞれの学校の教育課程の一部を他校と合同で実施する新たな義務教育の仕組みと言えます。

具体的に言えば、年間を通して、学習内容によって他校の児童との合同授業を行ったり、オンライン授業を組み合わせたりすることで学習集団を大きくしたり、逆に、少人数の集団を編成したりすることが可能となる新たな教育手法です。例えば、複式学級の児童が、サッカーの授業を同学年でチームをつくり勝敗を競い合ったり、多人数での合唱の感動を肌で感じたりすることができます。さらには、考え方の違いに触れ、折り合いをつけながら人間関係を深めていく社会的自立の学びも可能です。もちろん、小学校高学年教科担任制の授業の実現や、山県独自の異年齢学習、軌道に乗りつつある合同部活動等の継続発展により、山県市ならではの豊かな教育を担保できると考えています。

一方、これまでの教育スタイルが、学校や学級の枠組みの中で教育活動が完結することを標準としてきたため、山県学園構想が標準を変える、揺るがすことへの抵抗感や、日常的な学校間連携の必要性に対する新たな負担感を生み出すことも想定できます。

時代の要請である教職員の働き方改革と、本市が描く新たな義務教育システムの潜在力とをせめぎ合いにすることなく、山県学園構想の具現に向けて、先生方で学校現場でできることを優先順位化し、実施できるものと断念したことを教育委員会はきちんと検証していくことが不可欠であると考えます。

従来の統廃合を進める手法としては、教育委員会があらかじめ推進のための年次計画を立案し、着実に遂行していくものでしたが、山県学園構想の実現には、あくまで子供と保護者と先生方の3者に軸足を置き、地域と教育委員会がそれをしっかりと支える構図により、創発的に未来を確定していくことが、これまでに経験のない学年100年時代の少子化に向き合う教育委員会の責任であると捉え、着実に進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 教育長の答弁により、子供と保護者と先生方の3者に軸足を置き、地域と教育委員会が支える構造とのこと、児童・生徒が取り残されることなく、教育の質が担保されるものと期待できます。

さて、ジョイントスタディー、通称ジョイスタや桜尾小学校などの取組を先ほど紹介させていただきましたが、小学校及び中学校適正規模等検討委員会の答申、これはホームページにも掲載をされておりますが、そこでは、山県市全体で子供を育てるという意

識、ワン山県構想に立って、教職員が自校の児童・生徒のみではなく、市内全児童・生徒の育成に関わること、地域の教育力を最大限に活用したバックアップ体制を求めると、スクールバスの運用、タブレット端末の有効活用、合同部活動、地域部活動等、継続支援を行うことなどが必要になると記載をされております。

私も、小学校及び中学校適正規模等検討委員会にてこの壮大な答申案を聞き、これは5年以上かかるのではないかと思っていたところですが、2月14日の岐阜新聞にて、2026年度から本格運用を目指すとされています。もう3年後には始まるということで、このスピード感に驚いていると同時に、大いに期待するところでもあります。

そこで、学校教育課長にお伺いをいたします。

2026年度より市全体を小中一貫校にする山県学園の本格運用を目指すとなります。これに向けたスケジュールについてのお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 再質問にお答えします。

山県学園の本格運用に向けたスケジュールについてでございますが、まずもって、2026年度本格運用を目指すとする新聞報道が先行しておりますが、教育長の答弁にもありましたように、現時点で年次計画は示さず、協議と検証を踏まえ、地域の実態を優先した推進を進めていく考えであります。

教育委員会といたしましては、昨年度、いわ桜小学校と美山小学校の5・6年生が英語と体育の合同授業を実施し、児童のバス移動や教師の指導体制について把握をいたしました。同様に、梅原小学校、大桑小学校、桜尾小学校の3校合同のオンラインによる英語の授業も実施できた事実を基に、定例の教育委員会や校長会において協議を進め、山県学園の実現に向けた試行的検証の積み上げが必要であるという見解に至りました。

そこで、今年度は、山県全12校での合同授業やオンライン授業の可能性について調査をし、合同授業の教科の選定や学習内容の特定、環境整備の必要性等を具体的に洗い出していく準備の段階と位置づけました。

併せまして、5月には全12校の学校運営協議会等に、教育委員会を代表して教育長が出向き、山県学園構想について説明し、御意見をいただきました。おおむね賛同の中で、教職員の負担増に対する懸念や、連携する学校の指定への御意見、さらには市財政との関係についての質問を受け、客観的なデータによる説明が必要であることを認識したところでございます。答申のお言葉をお借りすれば、次世代の義務教育の具現のためにも、慌てずスピード感を持って進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 学校教育課長の答弁により、現時点での年次計画は示さないとのこと。日本のどこにもないこの山県学園構想、6月4日の岐阜新聞にて、岐阜大学教育学部の須本良夫教授が、「市としては統廃合の道を棚上げし、地域の学校を存続、活性化させる方略を探るようです。財政的には市も悩んだことでしょう。学校や学級が残れば様々なコストも必要です。子供と地域を長いスパンで見守る英断です。」と書かれています。これはまさしく教育長、そして子育て支援日本一を掲げる市長。そして山県市による英断だと考えます。子供たちも、そして地域も市も保護者も、そして教員の皆さんも万全なベストな状態で進めていただくことを期待し、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、防災士について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

令和4年11月16日から18日まで、行政視察にて岡山県倉敷市に伺い、災害対応及び防災の取組について研修をいたしました。災害発生時には、議会と市は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の共有を主体とする連携・協力体制を整え、災害対応に当たる必要があることを理解することができました。

ここで学んだことをどう生かすかを私なりに考えたところ、災害についての知識と防災についての正しい知識を蓄えることにより、最大限の力が発揮できるのではないかと考え、3月に防災士の資格を取得したところです。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人のことであり、自助とは、自分の命は自分で守ること、共助とは、地域、職場で助け合い、被害拡大を防ぐこと、協働とは、市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動することを指します。

5月末現在で、防災士の資格取得者は25万8,250人、うち岐阜県は8,415人であり、知識を蓄えた方々が増えることは、災害時において大きな力となっただけなのではないでしょうか。

また、山県市においては、防災事業に貢献する防災士を養成することを目的として、市内在住者で新たに防災士資格を取得された方に対して、助成金を支給することとしています。

そこで、理事兼総務課長に2点お伺いをいたします。

1点目、現在、山県市民における防災士取得者は把握されているのか。把握されている場合、何人の方がおみえになるのか。

2点目、市の防災士取得助成制度について、申請実績はどのようなか、お伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

まず、御質問の1点目、山県市民における防災士取得者の人数についてでございますが、山県市民で、認定特定非営利活動法人日本防災士機構に登録された防災士は126名でございますが、これは取得時に登録された情報で、その後の移動などについては反映できておりません。そのため、現在山県市にお住まいの正確な登録者人数は掌握できていないのが実態でございます。

2点目の防災士取得助成の申請実績につきましては、平成25年度から、防災士取得助成事業実施要綱を定め、3万円を限度とし、取得に係る費用の2分の1を助成しております。昨年度まではまちづくり振興券による助成としており、制度創設以来、累計72名に対し、金額で36万円を交付しております。

具体的には、平成25年度に2名で1万円、平成26年度には6名で3万円、平成29年度に35名で17万5,000円、平成30年度には28名で14万円を、令和元年度には1名で5,000円を交付いたしております。平成27年、28年、令和2年度から令和4年度までの申請実績はございません。

なお、本年度からはまちづくり振興券による交付を廃止いたしまして、現金による助成といたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 理事兼総務課長の答弁により、山県市における防災士取得者が、正確な数字ではないということでしたが、126名、助成金の申請実績は、令和2年度から4年度までは実績がないとのこと。

さて、6月2日の台風2号の影響による大雨にて、岐阜県内においては、多治見市、瑞浪市、恵那市の住宅23棟で床下浸水の被害が発生、また、5月5日に石川県の能登地方を震源とする地震があり、石川県珠洲市にて震度6強の地震、昨今のゲリラ豪雨による被害も毎年どこかで発生している状況の中、いつ山県市に大規模災害が発生するか分かりません。

災害が発生した際、自助、共助、公助が大切になってきます。このうち、公的機関による救助や援助となる公助だけでは人手が到底足りません。必要不可欠となるのは自ら守る自助、そして、近隣で助け合う共助が何より重要になると考えます。防災士は、災

害について学ぶことができ、知識を蓄えることができるものです。自助、そして共助の場において、市民の生命を守ることができるのではないのでしょうか。

そこで、理事兼総務課長に再質問をいたします。

今後も、防災士取得助成について、広報やホームページにおいてさらにアピールをしてはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

防災士取得助成について、広報やホームページにおいてアピールしてはどうかという御提案をいただきました。議員御発言のとおり、防災士は、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを認められた方でございます。まさしく防災力の向上に御活躍いただける存在で、地域の防災リーダーとしてその能力を発揮していただくことを期待するものでございます。

取得助成事業については、既に広報やホームページに掲載いたしておりますが、議員が防災士を取得されたときに御活用いただけなかったことも含め、最近の活用実績も少ないことから、周知不足であったことは否めません。今後、より多くの市民にこの制度を知っていただき、防災士を取得しようとする市民が増加していくよう、アピールの方法や内容に工夫を凝らすなど検討を加えてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 市民の防災意識が高まることこそがいざというときの備えとなり、市民の生命を守るものであり、安心・安全につながるものであると考えます。子育て支援日本一だけでなく、防災意識も日本一の山口市になることを期待し、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

通告順位5番 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、沿道の支障木の伐採事業促進をについて質問してまいります。

この質問については、2022年3月議会において、沿道の山林整備による環境保全をと題して一般質問したところであります。そこでは、県では平成24年度から清流の国森林環境税を導入し、現在、令和4年度から令和8年度までの第3期の事業計画が実施され

ているところであります。

本市でも、この県の森林環境税を利用して高富地区の佐賀金池団地、南の旭ヶ丘団地、石田町団地、高木の扇町団地などにおいて、里山林整備事業として、住宅団地周辺などの身近な里山林において、倒木の防止、不用木や危険木の除去、侵入竹林の除去、バッファゾーンの整備などが行われてきております。

この一般質問で特に指摘したことは、平成30年、2018年ですが、7月豪雨で美山円原地区の市道、神崎地内の一般県道神崎高富線及び国道418号の佐野地区や葛原の市井地区などにおいて、沿道の山林からの風倒木により電力線と電話線が各所で破断し、大規模停電が発生し、道路も全面通行止めとなり寸断されたことです。また、その中には、美山円原地区や神崎高富線の神崎地区のように、その復旧までに最大1週間を要したことであります。

さらに、これらの地区は積雪量も多く、国県道等が唯一の生活道路となっていることから、沿道山林での伐採整備による環境保全対策は不可欠であることを指摘させていただきました。

そのような中で、県内では、関市洞戸・板取地区の国道256の沿線森林や郡上市那比地区の国道256の沿道森林、郡上市八幡町、明宝町の国道472号、通称せせらぎ街道ですが、これらの沿道森林では、幅10メートル以上で延長500メートルにわたる大規模伐採事業が、ライフライン保全対策補助金や観光景観林整備事業により実施されてきたところであると紹介したものであります。

森林面積が多い山縣市にとって、倒木による停電事故、道路の寸断事故が多いこの山縣市にとっては、これらの事業の実施による沿道山林での大規模伐採事業は、住民の日常生活を安全に守る上で極めて大切な事業であり、早急に事業採択を目指し、事業を実施すべきであると指摘したところであります。

そのような中、今6月定例議会において、執行部から提案されました一般会計6月補正予算において、国道418号の笹賀地内及び一般県道柿野谷合線の柿野洞において、平時における災害防止のための事前対策が盛り込まれました。風倒木による停電事故や道路の寸断の発生を防止するため、県管理道路の沿道における事前伐採事業が計上されました。誠に時期を得た適切な予算であり、地域市民からの要望も多い事業であります。当局の議会提出案件を高く評価するものであります。

さて、この事業は、2018年の台風21号では、県内の多くの地域で長期間の停電が発生したこと、2019年9月の台風15号での千葉県を中心とした大規模停電事故が発生したこと、この停電を起因としたライフライン被害が社会問題化したことを契機に始まった事

業であります。岐阜県と中部電力との共同事業であります。

このような大規模災害発生時において相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、県民生活の早期復旧に資することを目的に、2020年3月に岐阜県と中部電力株式会社は、大規模災害時における相互連携に関する協定を締結し、スタートした事業であります。

協定は、災害時の連携として、連絡体制の確立、県管理道路上の支障物除去の連携、電力復旧のための道路管理者による道路啓開の要請、電源車配置先の協議などが挙げられております。また、平時の連携として、重要施設情報の共有、自家発電設備等の設置促進、事前対策としての関係市町村と連携した沿道の風倒木防止のための計画的な山林事前伐採、災害訓練への積極的な協力が挙げられております。

中部電力としては、送電線や配電線への樹木接近による電気事故の未然防止のため、電気設備に関する技術基準で定められた隔離不足となる前までに、配電設備に接近した樹木の伐採を実施することとされています。事前伐採については、地方自治体と連携して、倒木による配電線への接触などの被害をもたらす可能性がある樹木を伐採することで、停電事故の発生や道路の通行止めを未然に防止することとされております。

近年に倒木により災害復旧に苦勞したエリアなど、地方自治体と中部電力双方のニーズが高いエリアを中心に、地域特性などを踏まえつつ、積極的に連携拡大を進めていく方針とされています。

このように、2023年から2027年にわたる5か年間の期間において、県と中部電力との間で締結された連携協定に基づく県管理道路の沿道山林における事前伐採事業が実施されることとなりました。このように、県管理道路の沿道における山林の事前伐採委託業務については、配電線の通っているところについては一定の問題解決の方向性が見えてきたところであると、このように認識をしております。

ところで、県管理でない美山円原の市道については、2018年7月豪雨では、大規模風倒木により電力線、電話線は各所で破断し、大規模停電、道路通行止めが発生したところでもあります。現在でも、2020年7月に発生した円原地区の大規模山林崩壊現場の治山復旧工事は続いております。円原から柿野へ通じる市道、林道の通行止めは、通行止め解除の見通しがなく、現在も通行止めが続いておるという状況であります。また、沿道の山林には、2018年7月に発生した多くの風倒木は現在でもそのまま散乱している状況であります。

そこで、谷村理事兼総務課長には、次の2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、山県市として、今後どのように災害対策として、県管理道路の沿道におけ

る事前対策として県と中部電力との協定に基づいた山林事前伐採委託業務に取り組んでいかれる方針なのかについてお聞きをいたします。

2点目は、災害が発生した具体的な事案として、2018年7月豪雨時に発生した県管理道路である国道418号佐野地区での倒木に伴う停電事故、国道418号葛原の市井地区での倒木による停電事故、同じく県管理道路である一般県道神崎高富線の神崎地区での倒木による1週間にもわたる大規模停電事故と道路通行止めの事案を踏まえて、これらの地区での倒木発生の可能性の高い地区や区間での事案に対しては、県と中部電力との協定に基づく事前伐採委託業務を含め、災害対策にどのように対応されていく方針なのかについてお聞きをいたします。

3点目に、福井農林畜産課長には、県管理道路でない神崎円原地区の市道等について、沿道からの風倒木の対策として、事前伐採、残存風倒木処理などへの対応、2020年7月に発生した大規模山林崩壊現場における治山復旧事業の工事完成時期のめど、この3点についてお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 郷議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目、山県市として今後どのように県と中部電力の連携協定に基づいた山林事前伐採委託業務に取り組んでいく方針かということにつきましては、議員御発言のとおり、県と中部電力は、2020年3月に大規模災害時における総合連携に関する協定を締結し、倒木による停電や道路の寸断を予防する事前伐採についても、市町村と連携して取り組むこととされておりますので、山県市といたしましても、こういった事業に協力してまいりたいと考えております。その結果が、今回、議員にも御評価いただいた補正予算の提出にも至ったものでございます。

次に、2点目、議員御指摘の、過去に被害があった地区や倒木発生の可能性の高い区間での災害対策方針につきましては、ライフラインの確保の観点から、全ての危険区間に事前伐採事業を実施していくことが理想ではございますが、予算の確保や、土地所有者の御理解と御協力がなければ実施することは可能ではございません。

何せ範囲が広いということもございますので、今回の予算要求時にも御協力をいただいた電力事業者、中部電力様ですが、と協力し、樹木や倒木による停電の可能性の調査、孤立集落の発生防止など、防災上の観点から優先順位を定め、事業を進めていくことが必要だと考えております。

そのためには、県のライフライン保全対策事業補助金、県管理道路沿いの私有地の樹木の伐採事業補助金、電力事業者の協力制度などによる財源の確保と土地所有者の理解

が必要となってまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の3点目、県管理道路でない神崎円原地区の市道等について、沿道からの風倒木の対策として、事前伐採、残存風倒木処理等の対応、2020年7月に発生した大規模山林崩壊現場における治山復旧事業の工事完成時期のめどについてでございますが、事前伐採及び残存風倒木処理等につきましては、これまでも自治会等からの要望を受け、市道管理者である建設課と情報を共有しながら、森林環境譲与税等を活用し行ってまいりました。今後につきましても、引き続き実施していきたいと考えております。

また、2020年7月に発生した大規模山林崩壊現場における治山復旧事業につきましては、県が事業主体となり、2021年に工事が着工され、完成は2025年と伺っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） 再質問をさせていただきます。

1点目の再質問として、お尋ねすることは以下のことでございます。私が気がつきました県管理道路における倒木により停電の可能性がある山林での事前伐採が必要な区間を例示すれば、美山地域については国道418号ですが、佐野地区から徳永地区における1車線の未改良区間でございます。また、笹賀地内から田栗地内の水棚の区間であります。葛原地区では、葛原水源地までの塩後の区間であります。県道神崎高富線では、青波地区から笹賀橋までの区間、谷合地区では、神崎川沿いの田栗瀬見線までの交差までの幅員狭小区間であります。また、グリーンプラザみやま入り口部から片狩までの区間、片狩から神崎までの区間、神崎集落から伊往戸までの区間、一般県道柿野谷合線では、柿野多目的共同利用施設から柿野交流センター、屋内運動場を経て清瀬橋までの区間、出戸地区の集落外れから柿野川沿いに日永を経て徳永までの区間であります。伊自良地域では、主要地方道岐阜美山線の平井地区から平井坂トンネルまでの区間であります。高富地域では、一般県道伊自良高富線の大桑、宮洞付近の山間部の地域、これが主な伐採が必要だと思われる区間です。

このように、多くの事前伐採が必要と思われる区間が存在しておりました。そのうちの今回、418の笹賀地内と一般県道柿野谷合線の柿野の2区間について、6月補正で必要な対策が実施されるということになっています。

先ほどもお話ししたように、2023年から2027年のこの5か年間に、この事業が県、中

部電力で実施されてくることになると思いますが、その期間内において、市内に事前伐採委託業務として残る森林区間での事前伐採については、非常に計画の区間も多いことから、どのような方針の下に計画的に対応されるおつもりなのか。このお考えについて、再質問として谷村理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

2点目は、農林畜産課長に再質問して2つをお尋ねいたします。

1つは、県管理道路における岐阜県と中部電力との協定に基づく電力線のある区間における事前伐採対象区間と、電力線のない区間での従来型の県森林環境税を活用した里山林整備事業との事前伐採事業をどのように事業調整していかれるお考えなのか、これについてお伺いをします。

2つ目は、従来型の里山林整備事業で山林伐採した高富地区の佐賀金池団地、南の旭ヶ丘団地、石田町団地では、一定程度期間も時間も経過したことから、雑木が再び伐採が必要なほど生育している状況であります。このような地域に対しては今後どのように対応されるのか、対応されていくお考えなのかについて、再質問としてお聞きをいたします。

以上です。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

県の計画期間における計画的な事前伐採について、どのような対応をしていくかという御質問にお答えいたします。

今回の2か所の選定においても、実は現場は10か所ほど、中部電力と一緒に確認しております。その中でも必要なところを重点的に、優先的に整備すべきところを選択して2か所を選択いたしました。今後においても、同様に重点地区、優先地区を定めて、優先順位を定めた上で伐採を進めていきたいというふうに思います。あくまでも財源確保を前提として進めてまいりたいと思いますので、また御理解のほうをいただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、県管理道における岐阜県と中部電力との連携協定に基づく電力線のある事前伐採対象区間と電力線のない区間での従来型の県森林環境税を活用した里山林整備事業との山林事前伐採事業をどのように事業調整されるかについてでございますが、農林畜産課所管である里山林整備事業は、保全対象が住宅等の人命に関わる可能性があ

る樹木伐採を補助対象としております。しかしながら、現場によっては複合的要素があるため、各関係機関と情報を共有しながら調整を図り、実施に向け前に進めていきたいと考えております。

再質問の2点目、従来型の里山林整備事業で、山林伐採した高富地域の佐賀金池団地、南の旭ヶ丘団地、石田町団地等では、一定程度期間もたったことから、雑木等が再び伐採が必要なほど生育している状況にあり、今後どのように対応されるかについてでございますが、里山林整備事業は、気象害による倒木の防止など地域住民の生活環境の保全を図るため、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援する事業でございます。一度伐採した山林につきましては、その後、定期的に管理され維持していただくことを基本と考えておりますが、保全対象や所有者の同意などの採択要件が整えば、過去に整備した箇所であっても事業の採択は可能であると考えております。危険木や支障木の伐採につきましては事業要望が増加傾向にありますので、緊急性や危険性を考えた上で県へ要望してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○8番（郷 明夫君） 終わります。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で2時10分から再開をいたします。

午後2時02分休憩

午後2時10分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告順位6番 吉田茂広君。

○12番（吉田茂広君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして1点、清流会を代表いたしまして、4期目を迎えた林市長の重点施策についてお伺いをいたします。

議会運営委員会からちょっと指摘をいただきまして、ちょっとこの通告書等の最初を飛ばします。

今月号の広報やまがたに、第4期林市政の5つの重点施策として、1、包括的な子育て支援と女性の活躍、2、未来を見据えた力強く豊かなまちづくり、3、健康寿命の延伸と高齢者の活躍、4、新たな時代に向けたGX・DXの推進、5、ポストコロナの経済社会に向けた成長戦略、その5つが市長の重点施策として述べられています。これは

5月の市議会の臨時会でも市長のほうからお話しになりました。

そこで、少し具体的な施策について、1番の包括的な子育て支援と女性の活躍から4番の新たな時代に向けたGX・DXの推進まで質問いたします。順序は多少前後します。

まず、最初に未来を見据えた力強く豊かなまちづくりについて。

今年度も市内企業に向けた活性化補助金を予算化していただきました。当初計画では3年間1億5,000万円ほどの予算でしたけれども、それを大きく上回る規模で中小企業の発展に寄与していただいています。5月の臨時会では、東海環状道西回りルート開通まで2年、企業誘致もと述べられました。それには当然、道路整備も重要と考えます。特にインター以北のバイパス、その早期完成は多くの市民の願いでもあると思います。最近、市議会の中でバイパス整備について質問がなかなか出ていませんけれども、現在の状況と今後の計画についてどのようでしょうか。

次に、健康寿命の延伸と高齢者の活躍について。

2025年から65歳定年となり、現在、徐々に定年延長の運びとなっています。2021年4月1日に施行された改正高年齢者雇用安定法、65歳から70歳までの労働者の就業機会を確保するため、70歳までの定年引上げもしくは70歳までの継続雇用制度などの措置を講ずる努力義務が新設されました。しかし、人生100年時代と言われ、たとえ70歳まで働いたとしてもまだまだ多くの時間が残されております。定年後にしょんぼりしてしまうか、それとも快活に過ごして楽しい人生を充実させるか。いかにしてその時間を充実して過ごすかが極めて重要です。これは大変難しいテーマだと思いますけれども、私たちは常に社会と関わり続けることが重要と考えます。例えば、市役所前のげんき広場では多くの方がグラウンドゴルフやゲートボールを楽しみ、その皆さんの顔は生き生きと輝いていらっやいます。また、老人会などの活動もありますけれども、御高齢の方、特に会社を退職された方と社会との関わり方について伺います。

次に、新たな時代に向けたGX・DXの推進について。

タブレット端末が議会にも導入予定で、やっとプラットフォームが整うこととなります。コロナ禍を経験し、多くの方がデジタル機器を用いた会議システムなど非接触型社会の重要性を認識しました。また、北山地区にコワーキングスペースとレンタルスペース、神崎よってちよが整備され、田舎暮らしと仕事の両立を模索中でもあります。

GXにおきましては、2050年までに二酸化炭素の排出量の実質マイナスを目指すカーボン・マイナス・シティを宣言しましたが、DX・GXに対する今後の取組について伺います。

最後に、包括的な子育て支援と女性の活躍について。

今年度から始まった未満児保育の無償化など、本市の子育て支援が全国を見回しても極めて手厚いことは多くの方が認めるところだと思います。ただ、広報にもありますけれども、子育て支援を人口減少の抑制に生かすためには、第一に子供を持ちたいと思えるような環境づくりが必要と考えます。現在の本市の支援は、子育て中、また既婚者向け、そして、子供それぞれに対する支援策なので、その大前提となる結婚支援をより考えるべきだと思います。

実はそもそも子育て支援と女性の活躍を同列で語ることに多少の違和感があります。つまり、年齢、既婚未婚、子育て中かどうか、それらにかかわらず女性が活躍できる社会を目指すべきであり、もっと言えば、性差や年齢に関係なく全ての人が活躍できる環境をつくることこそ重要と考えます。市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

中小企業の発展につきましては、新型コロナが5類に移行された今こそが大切な時期であると考えており、市内企業の皆様方におかれましては、今後ますます御活躍を期待いたしているところでございます。

そこで、御質問のまず1点目、インター以北の国道256号バイパス整備の現在の状況と今後の計画についてでございますが、当該道路は、岐阜県において道路設計等が進められていますので、今後の予定等を確認いたしました。西深瀬地内におきましては、今後、丈量測量が進められ、鳥羽川と椎倉川合流部では、両河川を渡河する高架橋の詳細設計が進められているほか、伊佐美地内では、詳細設計に向けての準備が進められているとのことございました。

御質問2点目でございます。健康寿命の延伸と高齢者の活躍についてでございますが、病気の早期発見や早期治療のためにも、特定健診や後期高齢者健診を年1回は受診していただきたいと考えております。そこで、今年度からは全ての健（検）診受診者にボックスティッシュ5箱をお渡しするとともに、特定健診及び40歳、45歳、50歳、55歳の方の節目のがん検診におきましても、受診料を無料といたしております。

次に、会社を退職された方でございますが、長年続いた生活スタイルが大きく変わることで、時には認知症の発生や退職鬱になり、最悪の場合としては自殺につながりかねないことが懸念されます。現在、会社を退職される一般的な年代は、高度成長期以前に比べ肉体も脳も格段に若くなっており、まだまだ御活躍いただかなければならない年代だと思います。その活躍は、他の就労やボランティアのほか、リカレント教育とも言われる学び直しや老人クラブ等での多様な交流活動などがございます。山口市といたしま

しては、個々の職歴や特技を生かすことができるようなシルバー人材センターや多様な場での交流活動等を支援してまいります。

次に、御質問3点目のDXの取組につきましては、昨年度、まずは職員の業務を効率化し、もって市民サービスの向上を目指してまいりました。本年度は、直接市民の利便性を高めるためのDXを進めております。具体的には、書かない窓口を目指した窓口申請支援サービスの導入、手数料のキャッシュレス化のほか、公式LINEアカウントの開設などにより、市役所へお越しいただかなくてもよくなるようなオンラインでの手続を増やしていくよう取り組んでいるところでございます。

GXの取組につきましては、本年度、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の内定をいただきましたので、高富小学校高効率空調整備、個人住宅向け太陽光発電設備導入への補助、そのほか美山支所のZEB化設計などの事業を計画いたしております。来年度以降は、こうしたことを民間事業者にも拡充していくほか、市所有の遊休地への太陽光発電設備の導入やEV車専用の充放電設備の導入のほか、公用車のEV車導入なども計画してまいりたいと考えております。

最後の御質問であります包括的な子育て支援と女性の活躍についてでございますが、まず、子育て支援による女性の活躍という意味ではなく、並列した施策であるということをお認めいただきたいと思っております。ただ、現在の社会の実態におきましては、出産や育休のためにやむなく離職する事例が多くあり、子育て支援と女性の活躍に一定程度の相関性があるのも事実であるため、因果的表現ではなく並列表記したものであることを御理解いただきたいと思っております。

また、子育て支援の大前提であります結婚支援をより考えるべきとの御発言ですが、これらの施策は単純比較ではなく複合的に進めてまいりたいと考えております。ちなみに、山県市の結婚支援につきましては、8年前から高富中央公民館内にマリッジ・サポートセンターを設置いたしまして、出会いの機会の創出を目指すほか、結婚相談や結婚相手の紹介等を行っております。

議員御発言のとおり、活躍していただくべき市民は、性別、年齢、未婚既婚、子育て中かどうかに関わりはなく、全ての人が仕事、家庭、地域など様々な分野で、その個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現が重要であると思っております。そこで、昨年度に策定いたしました第4次山県市男女共同参画プランの基本理念においても、多様な価値観を認め合い、あらゆる分野において男女が共に活躍できる山県市としているところでございます。

なお、国では、今月、女性版骨太方針2023が示されました。山県市といたしましては、

こうした国の考え方も追い風として、女性の活躍推進を含む全ての市民が活躍できる環境を整備してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（吉田茂広君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

これで吉田茂広君の一般質問を終わります。

通告順位7番 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） それでは、議長より御指名いただきましたので、2点質問させていただきますと思います。

1点目に、これからの自治会等のデジタル化についてお尋ねをします。

国のデジタル化推進の方針を受けて、本市もデジタル技術やデータを活用して市民の利便性を向上させるため、行政サービスのデジタル化に向けて取り組んでいるところです。視点を変えて、現在、地域においては、地域福祉や防災など複雑化する課題への対応の必要性は高まっていますが、自治会等の加入率の低下など、地域のコミュニケーションの希薄化への危機感は一層高まっているとともに、コロナ禍の影響により、自治会活動の制約などから、自治会の在り方に対する問題意識も高まっていると思います。

他方で、地域活動を効率化し、効果を高める手段としてデジタル技術への期待も高まっています。そこで、地域コミュニティ活動の柱となっている自治会の抱える課題や問題解決につながると言われるデジタル化に向けた考えを、自治会の活性化という観点からお聞きします。

昨今では、コロナ禍の影響もあり、効率的に自分が住んでいるところの情報を届けるアプリを導入する自治会が全国的にも増えてきているようです。世代によっては導入への賛否が分かれると思いますが、役員さんへの配布物などを減らす手間と印刷費用など軽減負担や、情報を早く届けること、管理しやすいなどスマホを持っている方の利点も大きく、地域活動の広報を行うには非常に便利で有効であること、今後はスマホ等を使いこなせる世代が役員を担うことを考えると、徐々に変化を起こしていくときではないかと考えます。

昨年末、本市が行ったPay Payポイントの事業の当初の問題点も、高齢の方が使いこなせるのか、持っていない方はどうするのかなどという点でしたが、説明会等の支援もあり、多くの方が利用されるようになり、実際に有効に使用されました。全ての方が使いこなせるまで待っていても何も進まないということだったのかとも思います。

令和3年7月、法務省の地域コミュニティに関する研究会は、地域活動においても

デジタル化の動きが加速化しつつあるとし、自治会活動の事務効率化等のために、地域活動の取組状況や活動実例を調査、収集し、市の広報の配布、市からの通知文書、自治会行事、イベントの周知などをタブレット上で可能にし、地域活動の活性化や市民の利便性の向上を目指しています。

核家族化が進み、家族の支え合いの機能が低下し、孤独や孤立の問題も深刻化し、職場での家族的なつながりも薄れるなど、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、お互いが助け合い、協力し合い、安心して暮らせる地域を守る自治会などの役割は大変に大きいと思います。また、自治会活動の在り方も、デジタルの利便性を生かした時代の変化とともに変わっていく必要があると考えます。

そこで、理事兼総務課長に伺います。

1点目に、自治会加入率の現状はどのようなか。

2点目に、今日の自治会等の地域コミュニティの変化について、どのような認識を持っておられるのか。

3点目に、自治会活動を維持するための支援の必要性をどのように考えておられるのか、以上3点についてお聞きします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、自治会加入率の現状についてでございますが、山口市には149の単位自治会、それを小学校区を基本としてまとめた9つの自治会連合会が組織されております。

市全体の自治会加入率で公表されているものには、分母に同居でも世帯分離している世帯、外国人や施設入所の1人の世帯を含んでいるものでございますが、令和5年4月現在、67.4%となっております。ちなみに、10年前の平成25年は75.6%で、約8ポイント低下いたしております。脱会や未加入による低下が進んでいる状況でございます。

御質問の2点目、今日の地域コミュニティの変化についての認識についてでございますが、個人や家族との時間を大切にされ、地域とのつながりが希薄になりつつある中で、特にここ3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、人が集まる自治会活動は縮小され、地域の催しやお祭りが中止になったり、飲食を伴う会合等が行えなかったことなどで、地域コミュニティの維持が難しくなってきたように感じています。しかしながら、自治会活動における共助の精神は普遍的なものであり、昔も今も地域活動に求められる本質は変わっていないという認識でございます。

次に、御質問の3点目、自治会活動を維持するための支援の必要性についての考えで

ございますが、自治会は、地域の住民で構成された任意の組織で、住民の交流や災害時の助け合いなどを目的とした活動を行っていただいております。市役所からは、各種委員の選出や広報紙の配達、回覧板による市からの情報伝達などをお願いし、行政運営においても重要な役割を担っていただいております。

そういった行政協力業務が自治会運営の負担になっているというお話もございます。担当課といたしましては、自治会の存続や加入の促進にできる支援がございましたら、可能な範囲で検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） ここで、特に若い世代から、自治会に入らない理由として挙げた声がありますので、参考までに紹介をさせていただきたいと思います。幾つかありますが、何をしているか不明、メリットが分からない、必要性を感じない、お金が要るのならなおさら魅力を感じない、若者が入りたいという魅力がない、役員の負担も挙げられています。役員や班長をしなければならない、自治会の人間関係になじめない、付き合いが面倒だという声もありました。自治会に加入していなくても何も変わらない、加入しても煩わしいだけ、人と関わりたくないなど、今の時代の変化に応じた世代の率直な意見なのかなとも感じます。

また、コロナ禍では、加入はしているが、紙文書の回覧板について、不特定多数の方が触れる回覧板は廃止してほしいといった声も聞きました。ほかにもいろいろありますが、こういったことは全国どこの自治会でも言えることだと思います。自治会に限らず、大変に難しい問題だと思います。

また、自治会としても、今後どのように運営したらよいか苦慮されているのではないかと考えます。先日も、自治会長さんから話を伺ったことは、次の役員を受けてもらえる方を探すのが大変だ、役員の負担軽減ができないか、役員の簡素化ができないかなどといった内容で、いろいろ考えておられるようでした。これからも、高齢化をはじめ、共働き、定年延長に伴う役員の担い手不足、活動者の減少といった課題を抱えており、自治会活動の活性化を図るためにも、若い現役世代を含む新たな活動者を確保することが必要となっています。

本市に限らず、現在、人口が減少し高齢化が進む地域では、自治会などの役員として働ける方も少なくなる中で、地域コミュニティーの維持は難しいようにも思います。しかし、公助の前に、災害時等にはまず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合う共助が大切です。自治会は共助の中心でもあります。日頃から地域

での助け合いについて備えることも重要です。

例えば、阪神・淡路大震災でも、一番多くの人命を救助したのは地域の住民による共助でした。これからは、地域関係を維持するため、時代の変化の中、有効と言われる分野としては、デジタル技術を活用した住民同士の情報交換や災害時における安否確認や、情報発信、緊急時の連絡、例えば訃報の連絡や急な雨天等、行事の中止連絡、イベントや行事の参加、不参加の意思表示、不審者情報や高齢者の見守りなどや事務の簡素化、負担軽減のための持回りの回覧板を電子化に移行したりと、柔軟で多様な連携を可能にする自治会のデジタル化を今後進めていく必要があると考えます。

そこで、理事兼総務課長に再度お伺いをします。

1点目に、自治会への負担軽減や支援のための行政としての考えについて。

2点目に、デジタル技術を活用しての地域コミュニティの再構築について、現在デジタル化の動きはあるのかどうか、2点お伺いをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えいたします。

再質問の1点目、自治会への負担軽減や支援のための考えにつきましては、残念ながら現時点で具体的なアイデアは持ち合わせてございません。毎年、自治会連合会長会議や岐阜県自治連絡協議会の担当者会議などで、加入促進などについて意見交換や研修などを行っておりますが、決定的な策を見いだせずにいるのが現状でございます。

そんな中、再質問の2点目、デジタル技術を活用した地域コミュニティのデジタル化の動きにもつながりますが、総務省は、令和4年4月に地域コミュニティに関する有識者研究会の報告書を公表いたしました。報告書には、自治会等のデジタル化の事例なども紹介されております。具体的には、電子回覧板、オンライン会議、タブレットの導入、自治会ホームページの開設、SNS公式アカウント、デジタル講習会などでございます。

本市においても、DXを推進していく中で、本年度LINEの公式アカウントを開設し、情報発信の窓口とするとともに、行政手続等のオンライン申請にもつなげていこうとしているところでございます。この公式アカウントを自治会活動の負担軽減にも活用できるように研究してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 昨年8月に総務省が実施した全国市町村の自治会に対するデジタル支援の調査では、約200の市町村割合にしますと、12%が自治会デジタル化に対して取

組に支援、または支援を予定していると回答しています。中身の支援内容は、地域性により多義にわたっています。地域活動における自治会のデジタル化を推進するために、広報や掲示板の電子化など、行政からの広報発信や連絡調整等にデジタル技術を導入することで、自治会のICT活用を促していくことはこれからは不可欠ではないかと思えます。

例えば、回覧板を管理するのは自治会であり、導入する、しないは自治会の判断なのかもしれません。しかし、面倒を省くためにも、情報の伝達をより早く便利に、合理化を図っていくことで推進していくことは、まちづくりを進めていく上で行政としてもメリットがあると考えます。生活に密着した身近で確かな情報を共有する手段としてまだまだ役割のある回覧板などですが、電子化によって情報の共有方法も変えていく時代なのかもしれません。近隣市町村では、美濃加茂市、八百津町、各務原市、関市などは、電子回覧板などデジタル化の導入や検討に向けた取組が進められています。

そこで、自治会が掲げる解決の1つに向けて、新しい生活様式を取り入れながら、地域活動の両立ができるよう、デジタル化に興味のある自治会を募って、スマートフォンなどICTを活用した情報の伝達方法を試験的に運用し実施してはどうかと考えますが、最後に理事兼総務課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再々質問にお答えします。

デジタル化に興味のある自治会を募って、スマートフォンなどICTを活用した情報伝達の試験運用について御提案をいただきました。議員御発言のとおり、行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、情報共有を効率化し、新たなサービス、価値を市民の皆様が受けられるようにするため、現役世代や若者の積極的な自治会参加を促し、自治会等の地域活動のデジタル化に積極的に取り組むことは、自治会運営を維持していく上でも有効な手段の1つと認識いたしております。

再質問でもお答えいたしました。本年度、LINEの公式アカウントを開設いたしますので、活用の可能性を研究し、自治会連合会の意見も伺いながら、加入率の向上、負担軽減を目指し、自治会DXも進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 続きまして、熱中症対策の推進についてお伺いをします。

いよいよこれから暑い夏がやってくるという時期になりますが、最近では猛暑がやっ

てくるという表現で、熱中症を心配される方も多いはずです。気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、国における熱中症による救急搬送者数は、平成22年度に急増して以来、例年5万人前後で推移し、また、熱中症による死亡者数は、平成30年から令和2年まで3年連続で1,000人を超えるなど厳しい状況が続いています。

地球温暖化の影響が懸念される中、令和3年8月に公表されたIPCC・国連気候変動に関する政府間パネルというそうですが、この報告書では、地球温暖化の進行に伴い、今後、顕著な高温の頻度、強度がますます高まっていくことが予想されており、海外では2年連続で熱波が発生し、甚大な健康被害が生じています。こうした背景を踏まえ、熱中症対策は喫緊の課題となっており、猛暑日は当たり前、近隣市町でも40度を超える日も記録しています。国としては、昨年4月に熱中症対策行動計画の改定を行い、一丸となって熱中症対策に取り組んでいくことを定めたところです。

これまでは、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数などによって注意を呼びかけてきましたが、より効果的な予防行動へつなげるため、環境省と気象庁は、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、熱中症警戒アラートを令和2年7月に試行的に実施し、令和3年4月からは全国を対象に運用を開始しました。熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症の予防行動を取っていただくための情報発信です。

先月、5月30日の閣議で、熱中症対策で今後5年間で取り組む実行計画を決定し、過去5年平均で年間1,295人となっている死者数を2030年までに半減させる目標を掲げ、この夏から強化をします。主な理由は、その8割以上を体温機能調節機能が衰えがちな高齢者が占めていること。また、屋内での死者の約9割がエアコンを使っていなかったり、設置していなかったこと、この夏は特に物価の高騰や電気代等の値上げによる経済的負担や不安は大きな問題です。

県の発表を受けて、本市では、命に関わる危険な暑さを意味する熱中症警戒アラートを発表した日数は、令和2年では8回、令和3年は2回、昨年はありませんでしたが、熱中症による救急搬送は減ることはありません。熱中症の予防は、保育園や小中学校での取組の強化はもちろんのこと、熱中症の発生の予防を一層強化することが必要と考えます。

そこで、高齢者が多いということから、健康介護課長にお尋ねをします。

1点目に、高齢者の熱中症に対する予防への意識を高めるための取組はどのようなか。

2点目に、熱中症から市民の生命を守るための取組の推進について。熱中症は、人の

命に関わることであることから、熱中症警戒アラート発表時に備えた対応など、熱中症対応マニュアルなどの作成はどのようなか。また、暑さ指数の認知度向上に向けた取組はどのようなか。

3点目に、熱中症警戒アラートが発表されたとき、どのような取組を行ってきたのか、以上3点、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、高齢者の熱中症に対する予防への意識を高めるための取組についてでございますが、広報紙の地域包括支援センターだよりでの熱中症対策のお知らせや高齢者を対象にした一般介護予防事業参加者への啓発、また、地域包括支援センターや保健師が訪問活動の際に、個別に予防対策の呼びかけを実施しています。

御質問の2点目、熱中症対応マニュアルなどの作成についてでございますが、現時点では、国、県が示しているマニュアル等を参考にして対応しておりますが、市単独のマニュアルについては、近隣市を確認し対応していきたいと考えております。

また、暑さ指数の認知度向上に向けての取組についてですが、暑さ指数は環境省が発表しているものであり、その指数の値が33以上と予想された場合に熱中症警戒アラートが発令されています。熱中症に注意していただくためにも、暑さ指数についてのPRもしていきたいと考えております。

御質問の3点目、熱中症警戒アラートが発表されたときの取組についてでございますが、発表されたときには、同報無線で、暑さを避け涼しい環境で過ごしていただくこと、また、小まめに水分補給していただくことなど、熱中症に対して十分な対策を取っていただくよう注意喚起しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） それでは、副市長にお尋ねをします。

山県市内で熱中症により救急搬送された方は、令和2年で17名、うち高齢者は12名、令和3年では14名、うち高齢者は6名、令和4年では16名、うち高齢者は10名です。この3年間で47名の方が熱中症により救急搬送され、6割の28名の方が高齢者でした。当然、重症化すれば死に至ります。いざ高温になったとき、エアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとか、それも余計な電力の消費にもなります。エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もありますので、周知や啓発や推進に向け積極的な勧奨も必要であると考えます。暑くなると、家電屋さんもすぐには

来てもらえません。熱中症による救急搬送車における発生場所の7割が屋内となっており、外出が難しい高齢者世帯等の事前のエアコンの点検や整備の推進も必要であると思います。高温時、外出はできるだけ控え避けることが最も重要ですが、電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思いますが、特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様は、節約への意識が高い方も多いと言われています。

そこで、副市長にお尋ねします。1点目に、特に熱中症特別警戒情報が発令されたときに、ちゅうちょなくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思いますが、電気代の高騰への対応も含めて適切な支援が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、熱中症警戒アラートの発表は、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日、前日夕方、または当日の早朝に発表され、事前に予想ができることから、当日に備えることが可能です。災害級の極端な高温時に備え、高齢者や障がい者を避難誘導する方法も検討されているところです。極端な高温の発生時は、熱中症リスクが高まるため、しっかりと冷房施設が整っている場所をあらかじめ確保することが、熱中症リスクの低減に大切です。

そこで、クーリングシェルター、冷房設備のある避暑施設、暑さを避ける場所、これをクーリングシェルターと呼びますが、例えば、ふれあいセンターや公民館、公共施設など、不特定の方が一時避難できる仕組みを導入してはどうかと考えます。こうした取組を既に行っている地域もあります。クーリングシェルターは、避暑施設を市民に指定し、その開放は、熱中症警戒アラートと連動させて命を守る行動を取っていただくための対策ですが、その考えについて、2点お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

熱中症に関しましては、議員の御発言にもございましたように、私の母親などを見ても思うのですが、皮肉なことに、熱中症に弱いと言われる高齢者の方ほど辛抱強いといいますか、我慢の意識が高くて、電気料金が値上がっていると聞いたこともあるかもしれません。また、地球温暖化対策といったことがあるかもしれませんが、基本的には、議員御発言のあったようにもったいないという意識から、熱中症になるまで我慢、辛抱されている方が多いように感じられるところでございます。

そうしたことも踏まえまして、1点目の適切な支援につきましては、エアコンの我慢のし過ぎはよくないとか、平素からエアコンの点検に心がけておくことの大切さなどを周知していくことが重要かと思えます。そして、こうしたことを地域で共通認識として

いくためにも、自治会長さんや民生委員さん方等と協力しながら啓発していくことも重要かと考えております。そうしたことも視野に入れつつ、本年、来月号になりますが、7月号の広報等でも周知してまいりたいと考えております。

2点目のクーリングシェルターにつきましては、国のほうでも、来年の春の法改正によって、来年夏から施行する運用方法等について検討が始められているところでございます。山田市としましては、熱中症警戒アラートが発令されたときや、議員御発言のように、気温上昇時に、まずは市役所やふれあいセンターがいいか、隣の建物ですね。保健福祉ふれあいセンターがいいと思っておりますが、そこへの避難をしていただけるような啓発の呼びかけを試験的に行ってみまして、その定着化とか拡大については国の方針等も踏まえて今後検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 最後に、副市長にお尋ねをします。

公共施設と言いながら、用もないのになかなか入りづらいという心理はあると思いますので、市からの積極的な避難の呼びかけは重要です。まずは市役所、言われたように、ふれあいセンターからということでしたので、オアシスの役割が、今後各地域の施設への拡大も今後必要ではないかと考えますので、検討をお願いしたいというふうに思います。

そして、この夏はスーパーエルニーニョに嚴重注意といった報道が先日ありました。より熱中症リスクが高まるという現象だとのこと。エアコン等の使用に対する電気代や物価高騰などの支援策として、今後、本市が進めるZEB化、ZEB化とは、簡単な説明ですが、エネルギー負荷の抑制や効率的な設備の導入などにより、室内環境の質を維持しつつ省エネルギー化を実現するといったZEB化の観点からの支援はできないのか、最後に副市長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再々質問にお答えいたします。

議員御発言のように、近年は、海外での記録的な熱波など、極端な気象現象を耳にすることも多くなりまして、熱中症対策としましても重要性を増しているものと認識いたしているところでございます。

こうした中で、国内の電気料金ですけれども、一時は3年前の約1.3倍にまでなっておりましたが、国策によりまして、補助制度、直接事業者のほうへ補助する制度によって現在は約1.05倍となっているようでございます。ただ、ヨーロッパのほうを見ますと、

EUなんかは1.5倍以上になっておりまして、イタリアなんかですと一時は4倍もの値上がりになったこともありまして、国際的な情勢でこの電気料金がどのようになっていくか不明ではございます。

そのため、電気料金をどういうふうに支援していくかということであまり右往左往するのはちょっと難しいのではないかと考えておるところでございます。他方で、議員御発言の、高効率な設備導入、いわゆるZEB化につきましては、電気使用量が抑えられることによって自主的な電気料金の抑制につながる上に、地球環境のためにもよいことですので、進めていく価値があるものと考えられるところでございます。

ちなみに、近年、室内エアコンの技術は著しく向上しておりまして、年々高効率化していておりますので、例えば十数年前に設置したエアコンを新しい今の新型のエアコンに交換するというだけでも、必然的に高効率化、ZEB化になるんじゃないかなというふうに思われます。

こうした中で、御案内のように、山口市は環境省の地域脱炭素意向・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業として本年度、県内3番目の自治体として採択をされておりますので、この重点化事業の重点対策加速化事業の国の対象事業の中には、民間の住宅建築物の省エネ性能等の向上というカテゴリーもございますので、今後こうした補助メニューの活用も視野に入れながら、一般家庭のエアコンの高効率化の促進につきまして、積極的に検討して推進してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で3時10分から再開をいたします。

午後2時57分休憩

午後3時10分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位8番 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 山県市民の代表である田中辰典、議長に許可をいただきましたので、通告どおり質問したいと思います。

質問事項。過疎地域すなわち美山地域における産業振興についてお尋ねいたします。

まず、美山地域の歴史的経緯は、明治7年に片狩、日原、小倉の3か村が合併して片原村となり、その後、何回かの合併や行政区画の編入を経て、町村合併促進法により、明治30年に西武芸村、富波村、北武芸村、谷合村、葛原村、北山村及び武儀郡乾村の7

か村が合併し美山村となり、昭和39年4月に町制が施行されて美山町となった。その後、合併により山県市の区域の一部となった。旧美山町の区域の主要道は、国道418号、国道256号、主要地方道岐阜美山線、一般県道神崎高富線、柿野谷合線、美山洞戸線があるが、国道256号以外は整備が十分と言えない状況であり、早期に整備を促進していく必要がある。

産業は、三大地場産業として、水栓バルブ製造、林業を含む製材、縫製加工業が中心であったが、社会経済状況の変化により、林業の衰退、製造事業所の区域外移転など空洞化が進んでいる。近年は、水栓バルブ製造、製材、樹脂加工が中心であり、全体的に製造業中心の産業構造となっている。旧美山町の区域の工業は、水栓バルブ関連製品の製造、樹脂製品、プラスチック製品の製造などが主になっている。また、観光との関係では、特産品販売施設として農産物直売所、ふれあいバザールがあり、農林業等他産業と結びつけた地域振興に成果を上げている。

以上が現状についてで、産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、または情報サービス業等と認識しております。

そこで、5点お尋ねいたします。

まず、1点目、どのように今後、過疎債を活用していくか、企画財政課長にお尋ねいたします。

2点目、緊急かつ最重要の課題、旧美山町の区域の大動脈とも言うべき国道418号の整備の進捗状況と今後について、建設課長にお尋ねします。

3点目、林業について、美山杉のブランド化の取組、産地化の促進、間伐材の利用など、森林資源の有効活用や主伐・再生林の推進、森林組合の育成強化、森林の保全・整備の状況について、農林畜産課長にお尋ねします。

4点目、企業に対する過疎地域の固定資産税の特例に関する条例を制定し、整備投資に係る固定資産税を3か年分免除するなどの支援を行っているが、件数と減免税額について、税務課長にお尋ねします。

5点目、商業について、商工会との連携による育成強化とあるが、どのような取組を行っているのか、まちづくり企業・支援課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

まず、過疎対策事業債（過疎債）は、過疎地域に該当する市町村のみが発行できる大変有利な地方債でありまして、本市では旧美山町地域が対象となります。本地方債は、

これまでも旧美山町地域における様々な事業に活用しており、本年度予算におきましても、北部地域拠点整備事業のほか、道路、橋梁、林道、その他施設整備、ソフト事業などに活用する計画としているところでございます。

御質問の1点目、どのように過疎債を活用していくのかについてでございますが、過疎債を活用するためには、前提として過疎計画に記載されている必要がございます。同計画には、過疎地域の持続的発展に資する事業として、産業、交通から子育て、医療まで多岐にわたった内容が記載されておりますが、過疎債の活用を含めた事業実施に際しましては、国の財源との調整はもとより、過疎地域以外との事業量の均衡、過疎地域内における事業分野につきましても均衡を図りつつ、必要性の高いものから進めていく方針としているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問の2点目、国道418号の整備進捗状況と今後についてでございますが、国道418号は、山県市の北部地域の幹線道路として、広域的に地域間を結ぶ役割に加え、地域の日常生活において、さらに水栓バルブ製造や製材などの地場産業における運送などにおいても重要な役割を担っております。

国道418号においては、これまで岐阜県において道路改良が進められており、令和2年3月には畑野地区のバイパスが整備され、関市境から佐野地区までの2車線化が完了し、地域の住民や企業、事業者の方の皆様が安心して快適に通行できるようになりました。

しかしながら、佐野・徳永地区の一部区間を含め、笹賀地区の北端から葛原、本巢市境までの区間は未改良であり、道路幅員が狭小な箇所が多く、安全性や利便性が低い現状にあります。これらの未改良区間については、令和2年に発足した葛原・谷合地区国道418号建設促進委員会からの要望を踏まえ、本市から岐阜県に対して整備要望を行うなど、これまでも継続的に要望を行っておりますが、国道418号の整備により、美山地域の産業振興、さらに雇用確保や定住人口増加などにもつながることから、今後も国道418号の道路整備を引き続き要望していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の3点目、林業について、美山杉のブランド化の取組、産地化の促進、間伐材の利用など森林資源の有効活用や主伐・再生林の推進、森林組合の育成強化、森林の保

全・整備の状況についてでございますが、美山杉の起源につきましては、谷合杉、谷合板が過去の町村合併の過程で変遷し美山杉となったもので、杉の木ではなく杉板のことを指すものでございます。現在も、谷合地区に一流ブランド美山の杉板と書かれた看板が立っております。

美山町史によりますと、美山北部で生産された杉板は、岐阜市長良の板商人と密接な関係があり、製板のたくみ技術と板そのものが良質であるため、谷合杉また谷合板と言われ、市場での名声も高かった記載がされており、この地域の板は製材技術が優秀で上等の板が生産できることから、歴史ある本市の誇れる産業となっております。

また、近年、森林環境譲与税や補助金、過疎債等を利用し、林業事業者による植栽、下刈り、間伐、人材育成、担い手確保、作業道整備、林道整備等に取り組むほか、木製品の有効活用や普及啓発に努めております。前年度の育林推進、森林環境整備の主な成果として、間伐及び作業道や林道の修繕や整備が挙げられ、また、森林資源の有効活用、普及啓発の主な成果として、学校での木製品導入、保育所での木質化工事、その他にも木製看板設置等が挙げられます。これらの事業につきましても、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 安達税務課長。

○税務課長（安達俊樹君） 田中議員の御質問にお答えします。

御質問の4点目、過疎地域の固定資産税の特例減免についてでございますが、美山地域におきまして、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法及び山縣市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例等の規定に基づく、固定資産税の3年間課税免除の優遇制度がございまして、このうちの75%相当額が交付税で減収補填を受けられる制度でございます。

対象業種といたしましては、製造業、農林水産業、旅館業、情報サービス業などがございます。

課税免除を受けられる要件につきましては、資本金の規模と設備投資の取得額により細分化されておりまして、直接事業の用に供する新增設資産が対象となります。令和5年度におきましては、美山地域所在の6法人がこの固定資産税の過疎法適用に係る免除を受けてございまして、当年度の免除税額は約608万9,000円となります。

また、過疎法の固定資産税免除額は3年間の免除の適用がございまして、令和5年度の内訳といたしましては、前々年分の令和3年度申請分が2件で47万7,000円、前年度分の令和4年度申請分が4件で約160万4,000円、当年度、令和5年度申請分が3件で約

400万8,000円でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

御質問5点目、商工会との連携による育成強化の取組についてでございますが、商業のみならず、市内事業者への育成のためには、既存事業者に加え、新たな産業や就業機会を創出する事業者への支援も重要であると考えております。

山口市商工会では、過疎地域である美山地域に限らず、市内全域で起業の意思を固めた方や創業間もない方などを対象に、事業計画の立案等を支援するやまがた創業塾を開催しており、市ではこのやまがた創業塾の後援を行うことで、商工会と連携し事業者の育成に取り組んでおります。こうしたやまがた創業塾などを通じ、創業された方などに対して工場等設置奨励金や中小企業活性化補助金を活用していただき、企業支援を行っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 3点目について、1点、再質問のほうをさせていただきます。

林業に関わる人々は年々減少し、業種を見ても斜陽産業であります。しかしながら、地場産業として山口市で頑張っている方々が見えます。そのようなことを踏まえて、さらなる産業振興が必要かと思われませんが、県産材を含む美山の杉板の活用をどのようにお考えですか。農林畜産課長にお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

再質問の県産材を含む美山の杉板の活用についてでございますが、森林環境譲与税の創設により、山口市も木材利用の促進や普及啓発に取り組んでまいりました。本年度につきましても、木製遊具の設置、木製ベンチの導入など木質化を進めてまいりますが、公共施設の内装木質化につきましても、関係所管と連携を図りながら、県産材や美山の杉板を活用し木のよさを伝えていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 以上で質問のほうを終了させていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

通告順位 9 番 寺町祥江君。

○ 4 番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を 2 件させていただきます。

1 件目、質問事項、小規模保育園の利用期間の見直しを。

2015年施行の子ども・子育て支援新制度により、各地域が抱える保育の問題を解決するための新たな制度の 1 つとして、地域型保育事業が誕生しました。認可保育所ではカバーできなかった大都市や地方の保護者のニーズにきめ細かく対応するために、新たな基準の下、認可を与えることで、保育士の質の向上や環境の整備を行い、ゼロ歳から 2 歳児の保育を支援していく制度です。

令和 2 年第 1 回定例会にて、保育料無償化と今後について質問し、3 歳未満児の受入れ対応策として地域型保育事業の検討を求めました。その後、令和 3 年 4 月に、山縣市初となる地域型保育事業の 1 つである小規模保育園が開園しました。

この小規模保育園の利用者は、一般的な保育園やこども園と同様に、市区町村において審査を経て利用認定をもらいます。小規模保育園は、特定地域型保育事業の 1 つとして、3 号支給認定を受けたゼロ歳から 2 歳児を対象とする、定員 6 名から 19 名の保育事業、3 号認定の保育園となるため、未満児、いわゆる年少前までの保育が原則となります。では、2 歳の学年の園児さんは、年度の途中で 3 歳のお誕生日を迎えると、2 号認定に変わり卒園となるのか。その考え方は各市町村の裁量となります。

根拠法である児童福祉法第 6 条の 3 には、10、この法律で、小規模保育事業とは、次に挙げる事業をいう。1、保育を必要とする乳児・幼児であって、満 3 歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が 6 人以上 19 人以下であるものに限る）において、保育を行う事業。

2、満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況、その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって、満 3 歳以上のものについて前号に規定する施設において保育を行う事業とうたわれています。

大前提は、児童の最善の利益です。年度途中で退園をさせることで保護者や児童に不利益が及ぶのであれば、年度末まで継続して保育ができるという解釈ができます。特徴ある保育を実施されている山県市の小規模保育園、利用される園児の保護者の中には、満 3 歳以降も継続保育を希望される方が多いと伺っています。

3 歳になり、通い慣れた保育園を年度途中で離れ、新たな園に移ることは、子供や保護者にとって大きな負担。それを指摘する声は全国的にも上がっており、今年 4 月 21 日、こども家庭庁は、利用を希望する子供の選択肢を広げる必要があるとして、3 歳以上の

子供についても、必要性に応じて保育の継続を認めることを決め、各自治体に通知をいたしました。

実際に私がお尋ねした県内の近隣市町村でも、既に岐阜市、関市、各務原市、大垣市は全て小規模保育園の利用期間を3歳の年度末までとしています。山口市では、3歳のお誕生日を迎える前に転園先を検討することが進められています。

社会構造の変化やコロナ禍を経て、人々の働き方は大きく変化し、保育園の利用方法や施設連携も多様化しています。多様な保育、選択できる保育を目指し、今年度より保育園の民営化もスタートさせた山口市。小規模保育園の利用期間についても、3歳のお誕生日までではなく年度末まで可能とし、子供と保護者の希望に寄り添える体制へと切り替えるべきではないでしょうか。子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

小規模保育事業施設の対象児はゼロ歳から2歳までとされており、その理由は、満3歳以上の幼児は、子供の人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることからとされています。そのため、満3歳の誕生日を迎えられる時期に、保護者とお子さんの発達等を踏まえ、連携保育園もしくは幼稚園への転園、小規模保育園継続等、市内の多種多様な幼児教育・保育施設を選択できる機会としています。

議員の御理解のように、近隣市町村が3歳年度末としているのに、山口市では原則3歳を迎えた月の月末までとしており、これは子ども・子育て支援制度に基づいて行っているものです。しかしながら、満3歳の誕生日での転園を強制するものではなく、令和3年度、令和4年度の小規模保育園を卒園された園児の状況を申し上げますと、令和3年度に1名の園児が満3歳を迎える月に転園、ほかの6名の園児は年度末まで継続して利用されておりました。このように、山口市でも保護者との相談の下、3歳年度末まで利用いただいております。進級に当たり、満3歳からの施設の利用について、先ほど申し上げました趣旨のように転園を御案内しておりました。

議員御発言のように、令和5年4月21日に発出された通知において、満3歳以上のお子さんの受入れを市町村が柔軟に判断できるように改正されたことも踏まえ、今後は子供と保護者に寄り添った柔軟な対応により一層努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

子ども・子育て支援制度に基づき、小規模保育園の利用期間は原則3歳を迎えた月の

末までとしていることをお答えいただきました。お子さんの発達等を踏まえ、連携保育園もしくは幼稚園への転園、小規模保育園継続等、市内の多種多様な幼児教育・保育施設を選択できる機会とし、満3歳のお誕生日での転園を強制するものではないとのことですが、市内教育・保育施設利用のしおりには、原則として満3歳までの在園、卒園以降は他の施設に転入することになると記されています。

施設には、満3歳を迎える月の末日までが在園期間、それ以降は卒園、転園が必要、前々月をめぐりに手続を促し、卒園、転園に差し支えることのないよう通知がされ、当事者の保護者には、転園手続がされない場合、満3歳を迎えられた月の翌月以降の保育施設等の利用ができなくなりますと書かれた利用期間満了についての案内が届きます。継続を希望される場合の案内はどこにもありません。これを転園、卒園の強制ではなく、継続保育を含んだ選択の機会と受け止めることができるでしょうか。

これまでには6名の方が年度末まで小規模保育の利用をされてきたとのことですが、中には、保護者が利用継続の申立書を市に提出した上で判断を待つことになったと伺っています。同じ法制度の下、既に年度末までの利用をスタンダードとしている市町村がある中、山田市ではこのような手続を踏んで希望をしても、継続できるか分からない、翌月から保育施設の利用ができなくなるかもしれないという状況で、当事者の御家庭はどんなお気持ちでお子さんの3歳のお誕生日を迎えられたのでしょうか。国の通知を受け、今後は子供と保護者に寄り添った柔軟な対応により一層努められるとの御答弁でしたが、どのような対応をお考えでしょうか。利用期間は、3歳のお誕生日を迎えた以降も可能と改め、通知や手続についても見直しを求めます。いかがでしょうか。子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えします。

小規模保育園は、市町村による認可事業として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとされており、都市部では、待機児童の解消を図ること、人口減少地域では、地域の子育て支援機能を維持、確保することが設置の目的となっております。令和5年4月21日までは、国において、小規模保育園事業は原則として保育を必要とするゼロ歳から2歳までの乳児、幼児の保育を行う事業とされていること、市の教育・保育施設において待機児童が存在しないこと、連携施設では、小規模保育園から転園される園児枠を確保していること、小規模保育園2歳児クラスに入園希望があることなど、以上の理由から、満3歳を迎えられた保護者の方に、継続希望される場合は申立書を提出いただき、利用調整を行う際の資料とさせていただいておりました。

さきの答弁で申し上げましたように、満3歳以上の幼児は、子供の人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要です。このことも踏まえていただきながら、満3歳の誕生日をお子様の成長発達に合った教育・保育施設を選んでいただける機会として捉えていただけますと幸いです。

議員の御発言のとおり、通知や手続についても慎重に扱い、満3歳以上の幼児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとなりましたので、保護者の方に分かりやすく周知し、教育・保育施設を選んでいただけるよう対応してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再々質問を行います。

ただいま課長より前向きな御答弁をいただきました。その中で、今後の対応について2点のみ、再々質問をさせていただきます。

1点目、小規模保育園の利用期間は3歳の年度末まで可能とし、利用認定の変わる3歳のお誕生日をめぐりに、その他の保育園への転園、継続保育を選択できるように改められますか。

2点目、その際、これまで提出を求めてきた申立書については不要とされますか、以上2点をお答えいただきたいと思っております。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再々質問にお答えします。

1点目の小規模保育園の利用期間につきまして、従来、保護者と相談の下、3歳の誕生日を迎えた年度末まで利用されておりましたが、市内教育・保育施設利用のしおりやホームページ等により、小規模保育園の在園できる期間を3歳を迎えた誕生日の月末及び3歳の誕生日を迎えられた年度末まで選択できる旨、周知いたしてまいります。

2点目の申立書の提出につきましては、利用契約が一旦満了になりますので、改めて入所申込書の提出をしていただきますが、申立書の提出は控えさせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

2件目です。質問事項、全ての子供が共に育つ地域づくりに向けて。

平成28年6月の児童福祉法改正により、市町村は、児童発達支援センターの設置や保育所等訪問支援を利用できる体制構築の確保などに係る目標数値の設定が記載された障

がい児福祉計画を策定するものとされました。

令和元年第3回の定例会では、障がいのある子供たちへの支援について質問し、児童発達支援センターや保育所等訪問支援についての考えをお尋ねしました。児童発達支援センターは、通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、地域で生活する障がい児や家族への支援、地域の障がい児を預かる施設に対する支援などを実施、保育所等訪問支援は、保護者からの依頼に基づく事業で、保育園の巡回指導や教育の専門家派遣とは異なり、保護者の権利として位置づけられています。

対象となる子供を集団生活に合わせるのではなく、子供の特性などに、集団生活の環境や活動の手順を合わせていきます。本人または集団に直接働きかけることができ、現場のスタッフに対しても、実際の場面での対応をモデル的に見せることができる事業、障がいのある子供たちが地域で安心して暮らしていくための重要な取組となります。

まずは、当事者のニーズや市内、圏域の事業を機関ごと、領域ごとに把握し、デメリットやメリットを整理すること、それを埋めることができないかなどの役割分担が必要になってくることをお伝えいたしました。児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援センターの設置については、新たな人員配置が必要となり、人員確保の面から早急な対応は難しい状況であること、保育所等訪問支援については、利用できる体制に本格的に開始するに当たり、事業所としての県の認可や人員確保が必要。整備済みである圏域内での利用を前提としつつ、利用できる体制づくりに努めていかれる旨をお答えいただいております。

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供できるように行われた法改正、子育て支援日本一を目指す山縣市なら、障がいのある子供たちとその家族を支える拠点となる児童発達支援センターや保育所等訪問支援などの支援を、圏域内ではなく市内での設置を目指すことを視野に入れた取組を進めていただきたいとお伝えしたところ、ピッコロ療育センターの運営についての現状と課題などを調査研究し、今後のピッコロ療育センターの方向性について協議を進めていきたいと御答弁をされました。

全ての障がい児が地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるよう、サービスの提供体制の整備を図り、自立支援と社会参加をさらに推進していくとして、令和3年3月、第2期山縣市障がい児福祉計画が策定され、支援体制の提供については以降のように記載をされています。

1、市ピッコロ療育センターの充実。市ピッコロ療育センターを障がい児支援の拠点とし、様々な相談に応じる体制整備に努めます。2、教育、保育等の関係機関等の連携。

保育園や各種学校との連携を行い、必要な各種福祉サービスを受けられる連絡体制づくりに努めます。3、乳幼児期からの一貫した支援の構築。保健師と連携することで、乳幼児期から支援の必要な子及びその家族が相談できる体制を構築します。4、サポートファイルの活用。市障がい者自立支援推進協議会の子ども支援部会にて作成した市サポートファイルを最大限活用し、各年代で切れ目のない支援をします。5、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備。身近な地域にある児童発達支援や放課後デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、重症心身障がい児、医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。

計画の期間は本年度まで、これまでの進捗、成果を福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実君） 御質問にお答えします。

第2期山縣市障がい児福祉計画の進捗状況、成果についてお尋ねですが、現在計画の途中であるため、現状の報告を、第2期山縣市障がい児福祉計画の障がい児支援の提供体制に沿って答弁とさせていただきます。

まず、1つ目の項目、市ピッコロ療育センターの充実についてでございますが、前回の質問と同じく、所長1名、指導員3名の4人体制で実施しております。児童発達支援センターの機能は持っておらず、通所利用児への療育やその家族に対する支援を行う事業所と位置づけられており、身近な療育の場となるよう行っております。

通所児とその家族に対する支援は、療育指導のみならず、保育園等への見学、就学予定先の小学校や支援学校への見学同行、教育支援委員会への資料作成と、将来に向けてのお手伝いをさせていただいております。前回の御質問から、福祉課、保健師、ピッコロ療育センターでの話し合いを重ねており、保育園で行う療養のアウトリーチを新しい事業として行っております。

次に、2つ目の項目、教育、保育等の関係機関との連携についてでございますが、保育園との連携は、保育園等で支援が必要な子の訪問支援を市内の保育園に指導員が出向き、集団の生活の中でできる指導の在り方について保健師や保育士と話し合い、連携をしております。

教育委員会との連携の場の1つである就学指導は、小学校入学時の就学先について、指導員が保護者の方に寄り添い一緒に考えております。また、不登校や学校に不安のある子の保護者の相談も随時受け付けており、教育委員会のこどもサポートセンターにつながり支援も行っております。

また、山縣市障がい者自立支援推進協議会の特に子ども支援部会において、発達の課

題のあるその家族への支援方法について、福祉、教育、保育の関係者が検討する場となっております。特に就園、就学などの過程において支援が途切れることのないよう、連携強化を図っております。

3つ目の項目、乳幼児からの一貫した支援の構築についてでございますが、出生後から訪問、健診等で保健師の支援が始まり、成長発達に応じ発達相談、発達支援教室、保育士による分かりやすい保育の提供や集団生活のしやすい環境づくりを行っております。

4つ目の項目、サポートファイルの活用についてでございますが、令和2年度末に山県市障がい者自立支援推進協議会の子ども支援部会にて、育ちの記録ファイル、ききょうが完成されました。このファイルは成長過程を記すものであり、入園や入学など環境が変わるときに、関係機関に子供の様子や関わり方が途切れることなく、伝わりやすくするものです。令和3年度から、子育て支援課において、母子健康手帳交付時に全ての妊婦の方に対して交付しております。そのほか、各種福祉サービスを利用される希望の方にも随時配布しております。

5つ目の項目、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備についてでございますが、乳幼児健診等において発達支援が必要な子に対し、発達支援教室や発達相談の利用につなげております。また、市療育施設であるピッコロ療育センターや市内の民間事業においては、児童発達支援等の福祉サービスを提供し、子供とその家族が早期からの支援を受けられる体制となっております。重度心身障がい児の支援体制は、放課後等デイサービスの事業所が市内に1か所あり、身近な場所での支援機関として利用しやすい環境となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

現在、こども家庭庁では、今後3年間で加速して取り組む子ども・子育て支援政策として、障がいのある子供や医療的ケア児等の支援基盤の充実に向けた取組を進めています。令和5年3月に出された障がい児通所支援に関する検討会報告書では、障がいの有無にかかわらず、子供が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし学び合い成長していくことが重要とされており、子供の育ちと個別のニーズをともに保障した上で、インクルージョン推進の観点を中心に子供や家庭の支援に当たっていくことが、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者が持つべき基本的な考え方の1つとされています。

具体的な内容としては、福祉型、医療型を一元化した児童発達支援センターを中心とした地域の体制整備、インクルージョン推進、通所支援の質の向上などが挙げられてい

ます。障がい児支援による一般施策への後方支援の取組を強化し、子育て支援と障がい児支援が双方から緊密に連携が行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要。保育所等訪問支援においては、より効果的に活用されるよう、必要な見直しを行う方向で検討すべきとされています。

保育所等訪問支援は、児童発達支援のスタッフによる学校生活での直接支援で、集団生活をスムーズにする手助けになります。保育士や教師への間接支援も行うので、発達支援の向上にもつながると考えられており、施設と保育園、小学校などで支援内容を一貫することでより効果が出やすいと考えられています。子供が日中過ごしている保育園や小学校の様子を保護者はなかなか把握できませんし、通所の支援施設で身につけたことが集団の場で発揮されないケースもあり、集団生活を送る中での支援の必要性が大きくなったのも、保育所等訪問支援に期待される利用の理由の1つです。

ただいまの御答弁では、前回の質問以降、療育のアウトリーチが行われているとのこと。保育園や小学校との連携についてもお答えをいただきましたが、希望する市民の方が制度を活用できる体制づくりを進めるべきではないでしょうか。

また、国は、幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業に対するスーパーバイズコンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核機能、地域の発達支援に関する入り口としての相談機能、この4つの機能全てを十分に備える中核拠点として児童発達支援センターの整備を推進し、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めていくことを検討しています。

ピッコロ療育センターについては、通所支援を行う療育の場で体制は変わらないとの御答弁でしたが、今後進められていく国の取組では、地域の支援の質の向上には、児童発達支援センターが参画した自立支援協議会子ども部会での地域課題の把握、分析が重要でもあると考えられています。

山口市では、子ども部会により、育ちの記録ききょうが作成され御尽力をいただいている旨の御答弁をいただきましたが、これまでの部会での地域課題の把握、分析、また児童発達支援センターの参画はどのようでしょうか。福祉課長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実君） 再質問にお答えします。

御質問の保育所等訪問支援を希望する市民の方が制度を活用できる体制づくりでございしますが、福祉サービスの制度として、保育所等訪問支援を確立するためには、指導者の体制を整えること、訪問先との信頼関係を築くことが何より重要となります。また、

県への事前協議、申請を行い、許可が必要となります。国の方針として、保育所等訪問支援を効果的に活用していくことが推奨されているため、保育所等訪問支援の体制づくりを検討していきます。

次の御質問の、これまでの部会での地域課題の把握、分析、児童発達支援センターの参画についてでございますが、乳幼児から学齢期は年齢による環境の変化も大きく、子供やその家族を支える人々も多種多様です。山口市の子ども支援部会では、支援機関同士が顔の見える関係性を築いてきました。一人一人の子供たちの生活を見守り、途切れなく支援していける体制づくりを行うためにも、中核機能の役割を担う児童発達支援センターが部会へ参画することは、地域の支援の質の向上につながると考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再々質問をします。

今月の13日、若者人口が急激に減少する2030年までをラストチャンスと捉えて、少子化対策に取り組もうとするこども未来戦略方針が閣議決定されました。2028年度を完了とする加速化プランには、障がい児支援体制の強化、保育所等におけるインクルージョンを推進、児童発達支援センターの機能強化や充実を図ること、地域の支援体制の整備を促進することが盛り込まれており、徹底的な歳出改革を行い、安定的な財源を確保することも記されています。目指す将来像として、子供と向き合う喜びを最大限に感じるための4原則のうちの1つには、身近な場所でサポートを受けながら子供を育てられることが挙げられています。

ただいまの御答弁では、保育所等訪問支援については、広角的に活用していくための体制づくりを検討される。子ども支援部会については、支援機関同士が顔の見える関係性を築いてきた段階で、現在広域連携となっている児童発達支援センターの参画は行われていないものの、これからのについては、地域支援の質の向上につながるとのお考えをお答えいただきました。

再々質問は市長にお尋ねをしたいと思います。

現在、山口市では、関係者、関係機関の御協力と連携により、地域での支援を強化する土台ができつつあるところ、これまで長年公営で存続し続けてきたピッコロ療育センターには、その実績と経験、強みがあるはずで、これまで日本一の子育て支援を目指し、国に先駆けてあらゆる政策に尽力してきた山口市が、障がいのある子供たちやその御家庭にとっても住み続けたい町、選ばれるまちであってほしいと願います。今後、障がいのある子供たちへの支援の核となる児童発達支援センターは、市内設置を目指すこ

とも視野に入れ、そのための予算確保、体制づくりに取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、市長のお考えはいかがでしょう。

以上にお答えいただきまして、私の質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

まず、担当課がつくってきました再々質問の答弁なんですけど、簡単に言いますと、市単独での設置は考えておりませんということなんですけど、具体的にはもう少し、今のピッコロ療育センターの在り方ですとか、今実施しているピッコロ療育センターは児童発達支援事業の1つではあると思いますが、それを強化して、今のピッコロができた当初、実は私が担当しておりました、この近隣市では北方町の2番目に設置した覚えがございますけれども、あの当時、言葉の相談というような形で、大分今と支援の状況が変わってきております。

そういったことを含めながら、この児童発達支援センターの機能が何を、どこの機能をどういった形で横の連携を取りながら進めることができれば、この児童発達支援センターになると思いますが、今現在は、あそこの長良にあるポッポの家での、山県市もそこに参加しておるわけですが、具体的に利用してみえる皆さんの状況ですとか、そういったことを把握しながら、そして、先ほど申し上げました機能の横づけ、医療機能ですとか保育所とか障がい児の相談などの、そういったそれぞれの支援センターとするためにはどれだけの機能が必要なのか、それについて具体的に検討をさせていただいて、そうした上でこれからの将来に向けての判断にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

---

○議長（山崎 通君） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

23日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後4時09分散会

令和5年6月23日

# 山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

## 山県市議会定例会会議録

第4号 6月23日（金曜日）

○議事日程 第4号 令和5年6月23日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第51号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第55号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第56号 山県市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について
- 議第57号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第58号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第60号 令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第61号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

- 議第51号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第52号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第55号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第56号 山県市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について

	議第57号	令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）
	議第58号	令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第59号	令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第60号	令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）
	議第61号	山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第3	討 論	
	議第51号	山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
	議第52号	山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第53号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第54号	山口市税条例の一部を改正する条例について
	議第55号	山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
	議第56号	山口市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について
	議第57号	令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）
	議第58号	令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第59号	令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第60号	令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）
	議第61号	山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第4	採 決	
	議第51号	山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
	議第52号	山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第53号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第54号	山口市税条例の一部を改正する条例について
	議第55号	山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
	議第56号	山口市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について

- 議第57号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）  
議第58号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第59号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）  
議第60号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）  
議第61号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第51号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
議第52号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  
議第53号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議第54号 山口市税条例の一部を改正する条例について  
議第55号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について  
議第56号 山口市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について  
議第57号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）  
議第58号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第59号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）  
議第60号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）  
議第61号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

- 議第51号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
議第52号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  
議第53号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議第54号 山口市税条例の一部を改正する条例について  
議第55号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第56号 山口市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について

議第57号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）

議第58号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第59号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）

議第60号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）

議第61号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について

### 日程第3 討 論

議第51号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議第52号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第54号 山口市税条例の一部を改正する条例について

議第55号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第56号 山口市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について

議第57号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）

議第58号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第59号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）

議第60号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）

議第61号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について

### 日程第4 採 決

議第51号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議第52号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第54号 山口市税条例の一部を改正する条例について

議第55号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第56号 山県市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について
- 議第57号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第58号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 令和5年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第60号 令和5年度山県市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第61号 山県市過疎地域持続的発展計画の変更について

○出席議員（13名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 松久茂君  | 2番  | 田中辰典君 |
| 3番  | 奥田真也君 | 4番  | 寺町祥江君 |
| 5番  | 加藤裕章君 | 6番  | 古川雅一君 |
| 7番  | 加藤義信君 | 8番  | 郷明夫君  |
| 9番  | 操知子君  | 10番 | 福井一徳君 |
| 11番 | 山崎通君  | 12番 | 吉田茂広君 |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- |            |       |                  |        |
|------------|-------|------------------|--------|
| 市長         | 林宏優君  | 副市長              | 久保田裕司君 |
| 教育長        | 服部和也君 | 理事兼<br>総務課長      | 谷村政彦君  |
| 企画財政課<br>長 | 丹羽竜之君 | 税務課長             | 安達俊樹君  |
| 市民環境課<br>長 | 服部裕司君 | 福祉課長             | 岩田豊実君  |
| 健康介護課<br>長 | 森正和君  | 子育て支援<br>課長      | 山田佐知子君 |
| 農林畜産課<br>長 | 福井淳君  | 水道課長             | 大西義彦君  |
| 建設課長       | 棚橋和夫君 | まちづくり・<br>企業支援課長 | 今井孝哉君  |
| 会計管理者      | 浅野浩昭君 | 学校教育課<br>長       | 森川勝介君  |
| 生涯学習課<br>長 | 藤根勝君  |                  |        |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 長谷部 尊 徳 君  
書 記 山 口 真 理 君

---

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（山崎 通君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 田中辰典君。

○総務産業建設常任委員会委員長（田中辰典君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月15日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第51号から議第53号、議第57号及び議第61号までの所管に属する条例案件3件、補正予算案件1件、その他案件1件の5議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第57号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）（総務産業建設関係）では、消防費、防災対策費、支障木伐採業務委託料に関して、この事業を行うに当たっての経緯や事業の流れはどのようなか。委託先の選定方法はどのようなかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第51号から議第53号、議第57号及び議第61号までの5議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 奥田真也君。

○厚生文教常任委員会委員長（奥田真也君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、6月16日午前10時から開催し、審査を付託されました議第54号から議第60号までの7議案の所管に属する条例案件3件、補正予算案件4件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第56号 山口市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例については、条例改正による該当世帯数について、2人から6人以上のそれぞれの最新世帯数は。また、1人の世帯数はどれだけか。議第57号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）（厚生文教関係）では、民生費、生活保護費、生活保護システム改修業務委託料において、補正予算で計上された経緯は。また、調査項目、基準を見直

すとのことだが、どのような見直しか。見直しによって生活保護の受給がどのように変わるのか。変わらないのか。衛生費、保健衛生総務費、保健衛生総務事業において、美山地域巡回診療のための北武芸公民館の改修とのことだが、診療をする場合のネット環境の整備はどのようなか。また、マイナンバーカードの健康保険証利用によるトラブルを回避するための対策はどのようなか。衛生費、環境衛生費、太陽光発電設備等設置費補助金において、今までの交付実績は。また、県から市の事業へ変更になることにより、補助金を見込んでいた人などへ影響はないか。県の事業から市の事業へ変更となった場合、補助内容は継続するのか。また、市が行った場合、何かプラスがあるのか。衛生費、環境衛生費、地域裨益型運営体制等構築支援業務補助金において、地域裨益型運営体制とは具体的にどのような内容か。一般社団法人オルタス山県に事業委託する具体的な内容は。長期的に実施していく計画で検討しているのか。また、市と民間と共同実施とのことだが、事務局は市か民間か。教育費、教育振興費、中学校教育振興事業において、事業目的と内容は。また、報償費3万円の目的は。当初予算ではなく、補正予算として計上した理由はとの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました議第54号から議第60号までの7議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会の委員長報告といたします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

---

日程第2 常任委員会委員長に対する質疑

○議長（山崎 通君） 日程第2、常任委員会委員長に対する質疑。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

日程第3 討論

○議長（山崎 通君） 日程第3、討論。

これより、議第51号から議第61号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、賛成討論を1件行います。

議第57号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算には、高校生の医療費を領収書申請により償還する現金給付から、窓口での自己負担をなくすように、受給者証による現物給付へと移行するためのシステム改修費が含まれています。質疑ではその経緯をお尋ねし、これまでの段階を踏んだ市の取組や県内の状況、国庫負担の減額調整措置についてのお考えをお聞きしました。多角的な視点で検討をした上で、リスクを踏まえても、市民に最善の利益をもたらすための御決断をされました。

追加の修正の御答弁では、今後の国の最新の方針もお答えいただきましたが、こうした市町村の取組が国を動かす一助となることも期待し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第4 採決

○議長（山崎 通君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第51号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第52号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第53号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第54号 山口市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第55号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第56号 山口市赤ちゃんほほえみ応援金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第57号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第58号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第59号 令和5年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第60号 令和5年度山口市下水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第61号 山口市過疎地域持続的発展計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和5年山口市議会第2回定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午前10時14分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山口市議会議長 山 崎 通

2 番 議 員 田 中 辰 典

3 番 議 員 奥 田 真 也